

令和6年

# 第1回定例会議案書

会期

自：令和6年2月27日

至：令和 年 月 日

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定及び議会の議決による専決処分事項の指定（平成18年6月20日議決）により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

記

- |         |               |
|---------|---------------|
| 1 処分事項  | 物損事故に対する損害の賠償 |
| 2 専決年月日 | 令和6年2月9日      |

白専第1号

専 決 処 分 書

令和5年11月14日、公用車の運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び議会の議決による専決処分事項の指定（平成18年6月20日議決）により、下記のとおり専決処分する。

令和6年2月9日

白浜町長 井瀬 誠

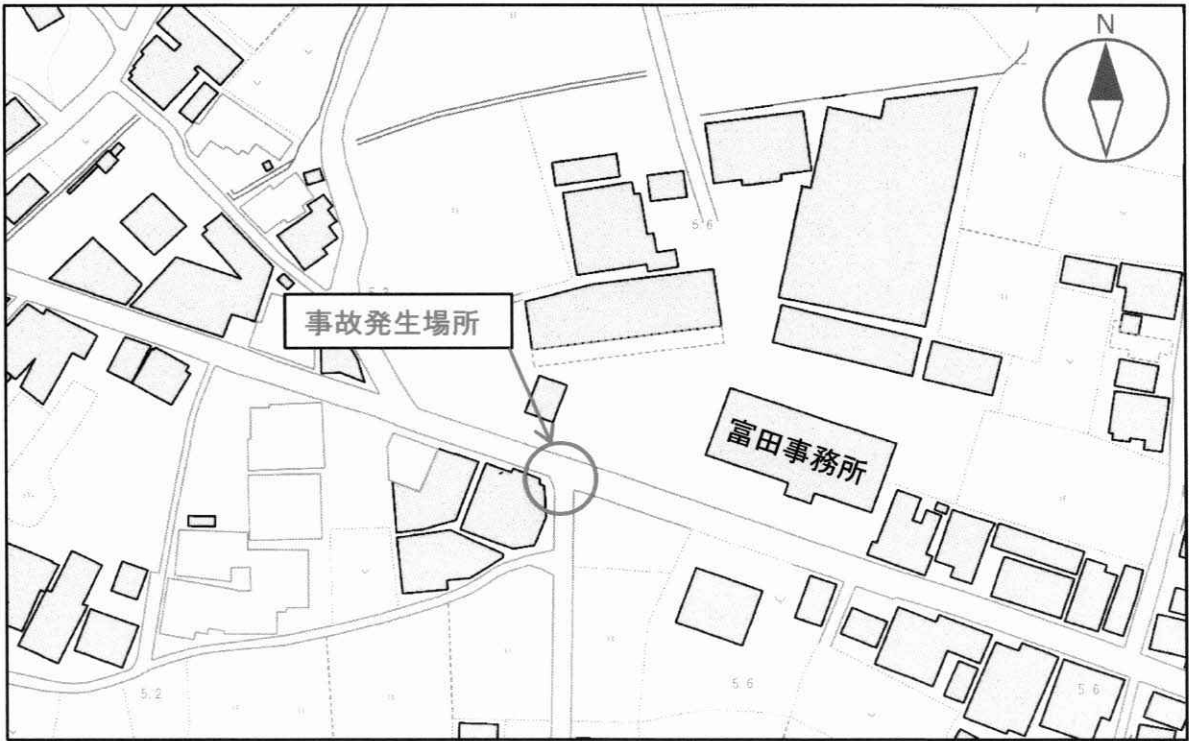
記

1. 賠償の理由 物損事故
2. 賠償の金額 一金110,458円
3. 賠償の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町内  
法人

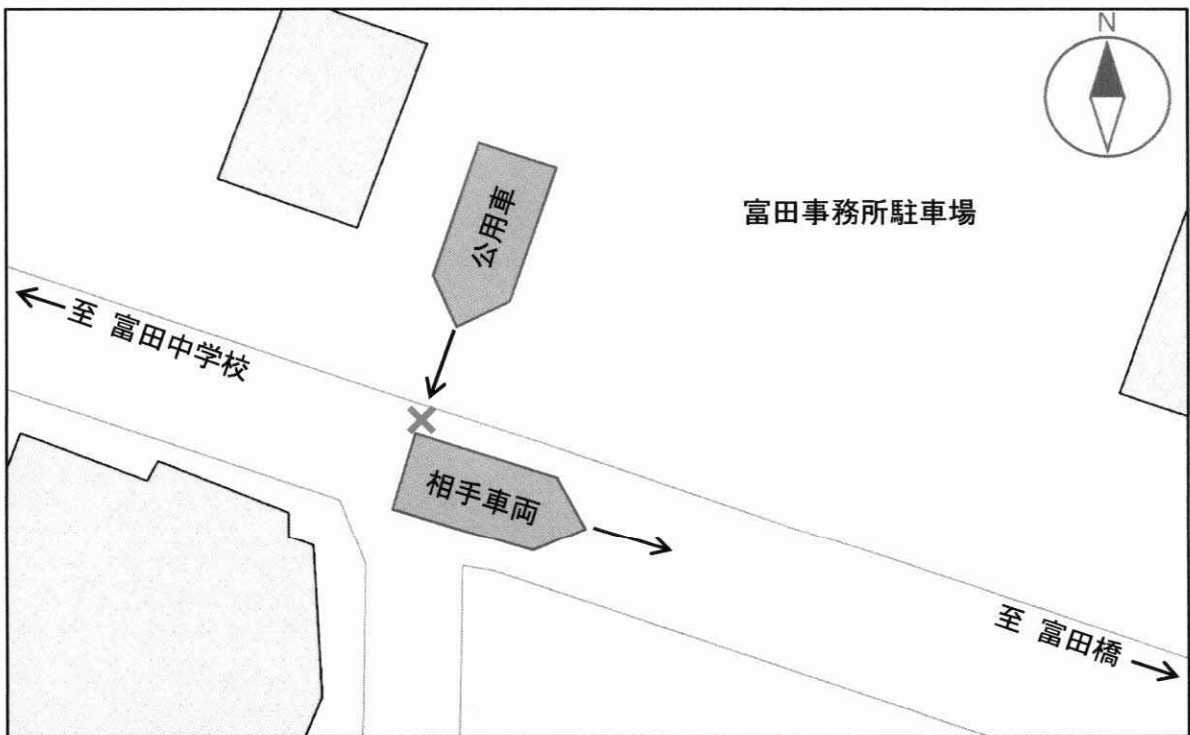
## 物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

1. 事故発生日時 令和5年11月14日(火) 午後2時30分頃
2. 事故発生場所 和歌山県西牟婁郡白浜町栄723番地の3地先(町道栄線)
3. 事故の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町内  
法人
4. 事故の概要 農林水産課職員が公用車で富田事務所駐車場から町道栄線へ進入する際、左右の安全確認を怠り、通行中の相手方車両左後部に衝突し、双方破損した。
5. 損害額 白浜町  
148,115円  
事故の相手  
138,072円
6. 示談内容 損害額については、過失割合(町80%、相手20%)で負担する。
7. 賠償額 110,458円

事故発生場所位置図



事故発生状況図



〈公用車〉



〈公用車 前方部〉



〈相手車両〉



〈相手車両 左後部〉



## 議案第2号

## 土地の貸付について

下記のとおり町有地を貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 記

1. 貸付する土地 和歌山県西牟婁郡白浜町字瓜切2927番1 外11筆  
407, 572平方メートル（別表「貸付地一覧表」のとおり）
2. 貸付期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 貸付料金 一金8, 774, 100円（年額）
4. 賃借人 和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の1  
白浜開発株式会社  
代表取締役 疋田 耕造
5. 使用目的 ゴルフ場用地



## 別 表

## 貸付地一覧表

番号	所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考
1	和歌山県西牟婁郡 白浜町字瓜切	2927 番 1 の内	山 林	250,654	
2	〃	2927 番 9	雑種地	153	
3	〃	2927 番 314	山 林	27,245	
4	〃	2927 番 548 の内	雑種地	9,855	
5	〃	3791 番の内	雑種地	112,511	
6	和歌山県西牟婁郡 白浜町字平草原	2927 番 1946	雑種地	364	
7	〃	2050 番 1 の内	雑種地	432	
8	〃	2051 番	雑種地	463	
9	〃	2053 番	雑種地	1,302	
10	〃	2054 番 1 の内	山 林	2,312	
11	和歌山県西牟婁郡 白浜町字梶原谷	2927 番 1792	雑種地	2,017	
12	〃	2927 番 1793	雑種地	264	
合 計				407,572	(123,290 坪)

# 参考資料

## 土地の貸付 新旧対照表

新 契 約	現 契 約
<p>1. 貸付する土地</p> <p style="padding-left: 40px;">変更なし</p>	<p>1. 貸付する土地</p> <p style="padding-left: 40px;">西牟婁郡白浜町字瓜切2927番1外11筆</p>
<p>2. 貸付面積</p> <p style="padding-left: 40px;">変更なし</p>	<p>2. 貸付面積</p> <p style="padding-left: 40px;">407,572㎡ (123,290坪)</p>
<p>3. 貸付期間</p> <p style="padding-left: 40px;">令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで (3箇年間)</p>	<p>3. 貸付期間</p> <p style="padding-left: 40px;">令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで (3箇年間)</p>
<p>4. 貸付料金</p> <p style="padding-left: 40px;">変更なし</p> <p style="padding-left: 40px;">変更なし</p>	<p>4. 貸付料金</p> <p style="padding-left: 40px;">一金8,774,100円 (年額)</p> <p style="padding-left: 40px;">(71.16円/坪)</p>
<p>5. 賃借人</p> <p style="padding-left: 40px;">和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の1 白浜開発株式会社 代表取締役 足田 耕造</p>	<p>5. 賃借人</p> <p style="padding-left: 40px;">和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の1 白浜開発株式会社 代表取締役 田中 進</p>
<p>6. 使用目的</p> <p style="padding-left: 40px;">変更なし</p>	<p>6. 使用目的</p> <p style="padding-left: 40px;">ゴルフ場用地</p>

白浜ゴルフ場用地の貸付契約一覧表

回	貸付期間	貸付料金(年額/円)	面積(坪)	単価(円/坪)	備考
1	S31. 5. 15～S34. 3. 31	3年間 1,000,000	104,669	3.18	
2	S34. 4. 1～S37. 3. 31	1年目 60,000 2,3年目 720,000	〃	0.57 6.87	
3	S37. 4. 1～S40. 3. 31	1,000,000	〃	9.55	
4	S40. 4. 1～S43. 3. 31	1,300,000	〃	12.42	
5	S43. 4. 1～S46. 3. 31	2,100,000	〃	20.06	
増加分 (変更)	S45. 8. 29～S48. 8. 28 S48. 8. 29～S49. 3. 31	95,040	増加分 1,188	80.00	
増加分 (変更)	S46. 3. 1～S48. 8. 28 S48. 8. 29～S49. 3. 31	15,956	増加分 199	80.18	
6	S46. 4. 1～S49. 3. 31	2,800,000	104,669	26.75	
7	S49. 4. 1～S52. 3. 31	6,360,000	106,056	59.96	
8	S52. 4. 1～S55. 3. 31	8,585,000	〃	80.94	
9	S55. 4. 1～S58. 3. 31	10,820,000	〃	102.02	
10	S58. 4. 1～S61. 3. 31	12,450,000	〃	117.39	
11	S61. 4. 1～S64. 3. 31	14,870,000	123,290	120.60	
12	H1. 4. 1～H4. 3. 31	15,660,000	〃	127.01	
13	H4. 4. 1～H7. 3. 31	16,600,000	〃	134.64	
14	H7. 4. 1～H10. 3. 31	17,200,000	〃	139.50	
15	H10. 4. 1～H13. 3. 31	17,280,000	〃	140.15	
16	H13. 4. 1～H16. 3. 31	17,280,000	〃	140.15	
17	H16. 4. 1～H17. 3. 31	13,824,000	〃	112.12	第16回に対し20%減免
18	H17. 4. 1～H18. 5. 31	15,552,000	〃	126.14	第16回に対し10%減免
19	H18. 6. 1～H21. 5. 31	16,675,000	〃	135.25	
20	H21. 6. 1～H22. 3. 31	10箇月 10,725,000	〃	104.38	算定価格に対し10%減免
21	H22. 4. 1～H23. 3. 31	12,870,000	〃	104.38	算定価格に対し10%減免
22	H23. 4. 1～H24. 3. 31	12,870,000	〃	104.38	算定価格に対し10%減免
23	H24. 4. 1～H27. 3. 31	12,393,000	〃	100.51	
24	H27. 4. 1～H30. 3. 31	10,620,000	〃	86.13	
25	H30. 4. 1～R3. 3. 31	8,846,460	〃	71.75	
26	R3. 4. 1～R6. 3. 31	8,774,100	〃	71.16	
27	R6. 4. 1～R9. 3. 31	8,774,100	〃	71.16	

## 賃貸料の算定基礎

国税庁が定める和歌山県財産評価基準書（相続税路線価）の変動率により次のとおり算出しました。

### 白浜ゴルフ場路線価格変動率

年	路線価 (円/㎡)	対前年比 (%)	平均単価 (円)	対前回比 (%)
H30	15,000	0.0	14,333	▲ 4.4
R1	14,000	▲ 6.7		
R2	14,000	0.0		
R3	14,000	0.0	14,000	▲ 2.3
R4	14,000	0.0		
R5	14,000	0.0		

#### 【現契約額】

年額 8,774,100円

#### 【現契約額の算出基礎額】

年額 8,457,216円

#### 【賃貸料の算出】

1. 前回基準値（H30～R2年の平均単価14,333円）から今回基準値（R3～R5年の平均単価14,000円）までの変動率により算出  
2. 3%の下落、現契約額の算出基礎額から194,515円の減額  
見直し額 8,262,701円
2. 固定資産税及び都市計画税相当額を算出  
固定資産税率1.4%、都市計画税率0.16%  
税相当額 8,774,100円
3. 上記1及び2による算出額を比較し、1の算出額が2による算出額を下回るため、2による算出額を変動率による減額の下限額とし、現契約と同額とする。

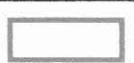


#### 【賃貸料算定額】

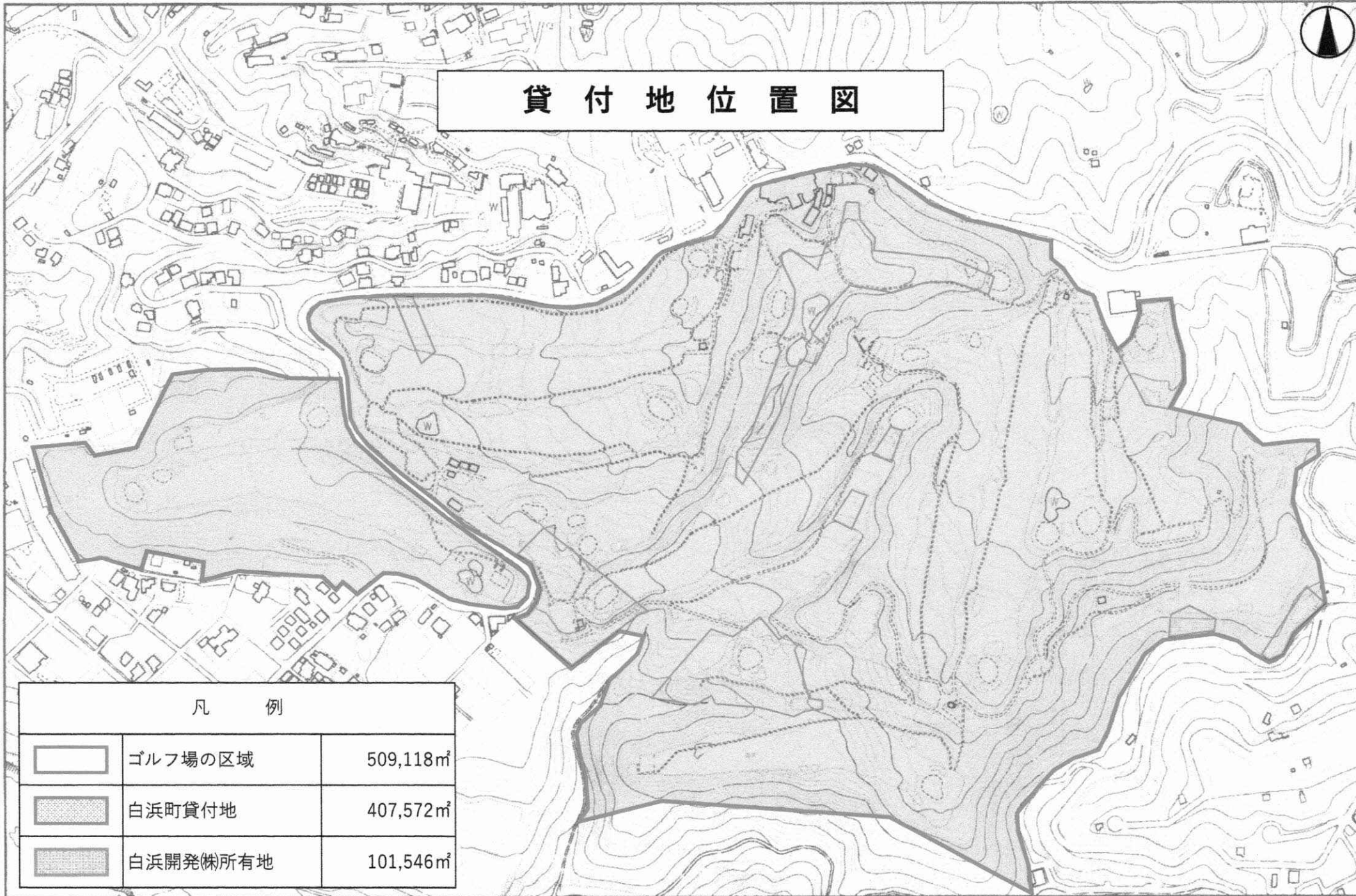
現契約額	8,774,100円
算定価格	8,774,100円
<u>今回契約額</u>	<u>8,774,100円</u>

# 貸付地位置図



4

凡 例		
	ゴルフ場の区域	509,118㎡
	白浜町貸付地	407,572㎡
	白浜開発(株)所有地	101,546㎡



## 議案第3号

## 土地の取得について

次により土地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井濶 誠

## 記

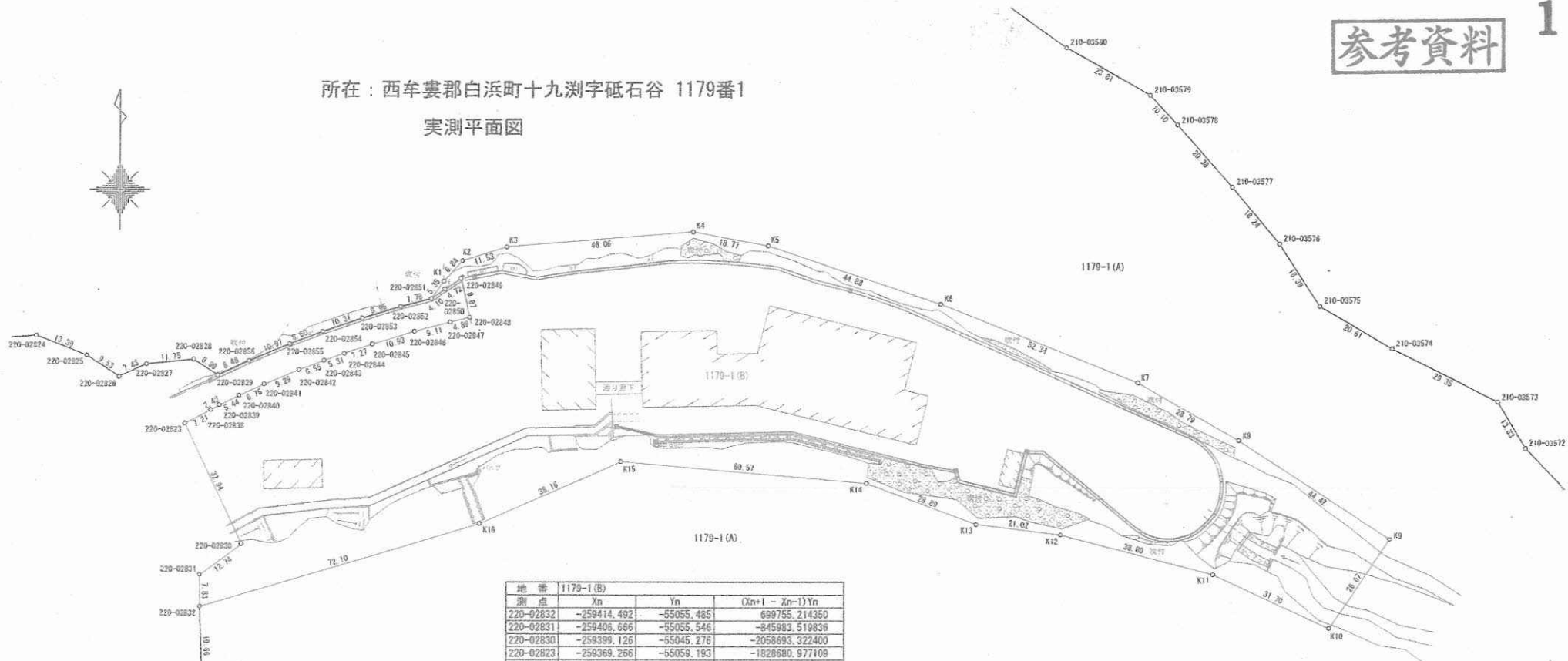
1. 土地の表示 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲字砥石谷1179番1の一部  
14, 130平方メートル（別紙「取得土地一覧表」のとおり）
2. 取得の目的 し尿処理施設跡地整備事業のために必要な土地であるため
3. 取得の価格 一金183, 690, 000円
4. 契約の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲52番地  
平間区 区長 岩本 哲也

## 取得土地一覧表

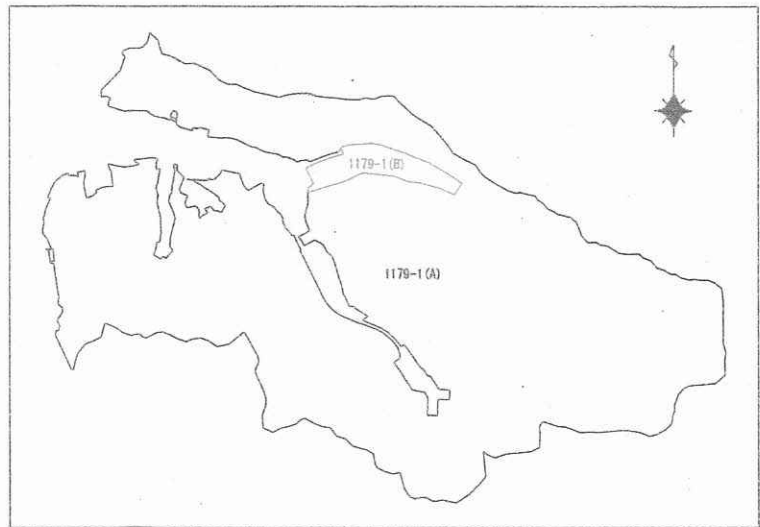
番号	所在	地番	地目		地積 (㎡)	
			公簿	現況	公簿	取得予定
1	和歌山県西牟婁 郡白浜町十九渕 字砥石谷	1179番1 の一部	山林	宅地	565,546	14,130
合 計						14,130

所在：西牟婁郡白浜町十九淵字砥石谷 1179番1

実測平面図



地番	1179-1(B)		
測点	Xn	Yn	$\sum(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$
220-02832	-259414.492	-55055.485	699755.214350
220-02831	-259408.666	-55055.546	-845983.519836
220-02830	-259399.126	-55045.276	-2058693.322400
220-02823	-259369.266	-55059.183	-1828880.977109
220-02838	-259365.913	-55052.808	-249003.850564
220-02839	-259364.743	-55050.690	-193613.276730
220-02840	-259362.396	-55045.786	-282384.862180
220-02841	-259359.613	-55039.630	-347795.421970
220-02842	-259356.077	-55031.041	-320886.000071
220-02843	-259353.782	-55024.911	-222685.814617
220-02844	-259352.030	-55019.897	-221950.264498
220-02845	-259349.748	-55012.998	-296685.098214
220-02846	-259346.637	-55002.518	-297893.637488
220-02847	-259344.332	-54993.705	-190498.194120
220-02848	-259343.173	-54988.952	-592780.902560
220-02849	-259333.552	-54991.141	-384773.013577
220-02850	-259336.176	-54995.069	273600.468275
220-02851	-259338.527	-54998.428	-109831.860716
K1	-259334.179	-54995.319	-516461.040729
K2	-259329.136	-54990.699	-466596.081015
K3	-259325.694	-54979.699	-393854.644840
K4	-259321.976	-54933.785	-17194.274705
K5	-259325.381	-54915.327	976339.598733
K6	-259339.755	-54872.814	1843561.931958
K7	-259359.978	-54824.131	1834196.126736
K8	-259373.211	-54799.102	2107792.659328
K9	-259397.442	-54761.879	2537063.092161
K10	-259419.540	-54776.818	481378.676584
K11	-259406.230	-54805.585	-1259706.371225
K12	-259396.555	-54843.160	-672212.612120
K13	-259393.973	-54864.025	-693097.227825
K14	-259383.922	-54891.115	-844884.042080
K15	-259378.581	-54951.450	551382.849300
K16	-259393.956	-54986.375	1974615.712625
		掃面積	-28260.001329
		面積	14130.006645
		地積	14130.00 m <sup>2</sup>





## 議案第4号

## 工事請負契約の一部変更について

令和4年9月20日締結した里谷橋修繕工事について、別紙のとおり工事請負契約の一部を変更したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

工事量の変更により、契約金額の増額をしたいので、本案を提出する。



## 里谷橋修繕工事 変更概要

## 1. 額の増減

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 原請負額  | 57,964,500円 |
| (2) 変更請負額 | 64,605,200円 |
| (3) 増 額   | 6,640,700円  |

## 2. 変更理由

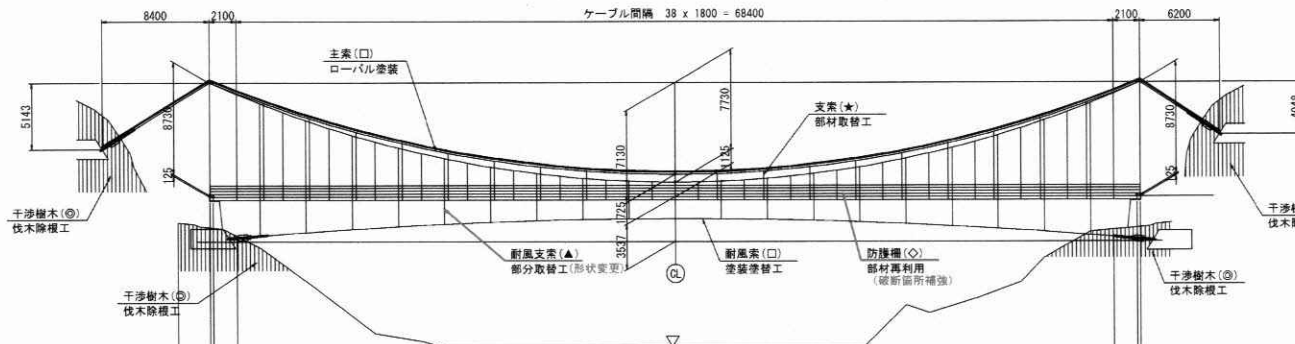
- (1) 右岸上下流側の耐風索ベースアンカー部の破断や腐食が進行しており、当初予定していた再利用工法が出来ないことが判明したため、部材取替工法に変更した。
- (2) 横桁と耐風支索の接続方法について、当初予定していた横桁に支索ターンバックルを接続する方法では揺れ等で部材同士が接触し損傷する可能性があることが判明したため、部材接続方法を変更した。
- (3) 防護柵部材に破断箇所があることが判明したため、破断箇所の補強及び補修を追加した。
- (4) 左岸側山林の中腹に大きな転石(0.8m×1.4m×2.0m)が確認され落石の可能性あることから、ケーブルクレーン操作等修繕作業を安全に行うため落石対策工を追加した。

参考資料

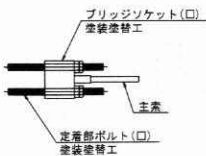


# 里谷橋 修繕工一般図

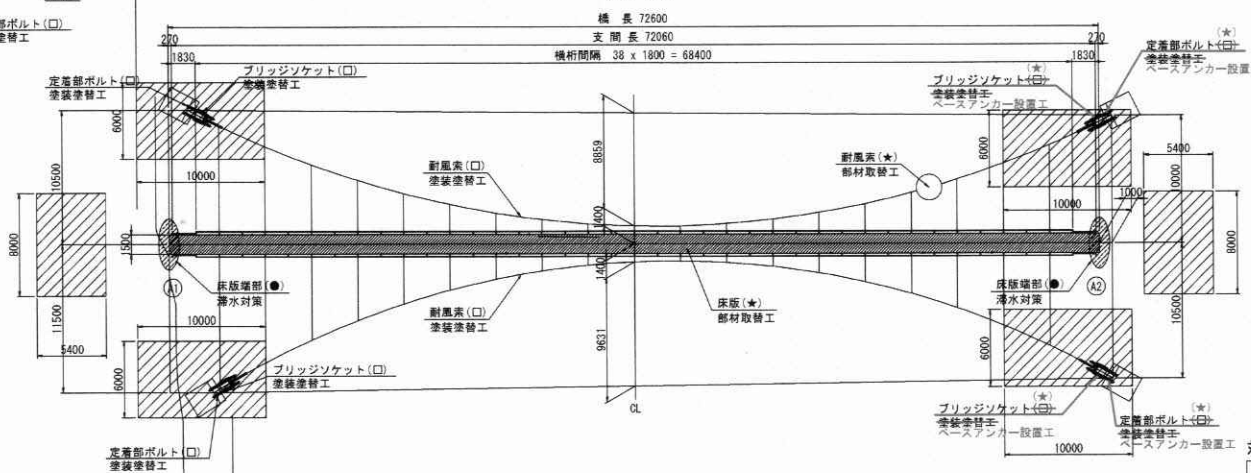
## 側面図 (上流側)



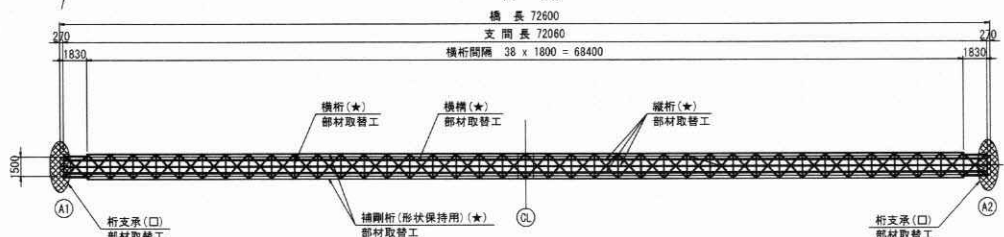
### 主索定着部



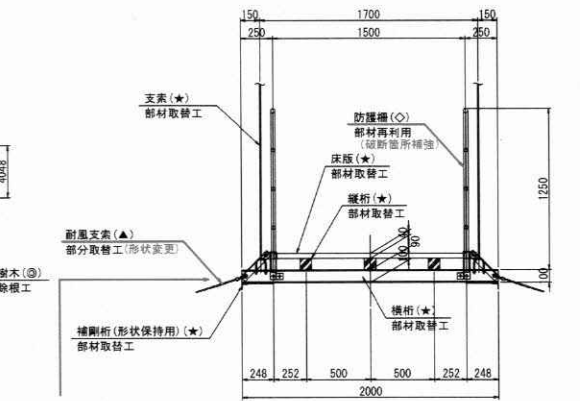
## 平面図 (橋面)



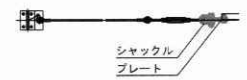
## 平面図 (下面)



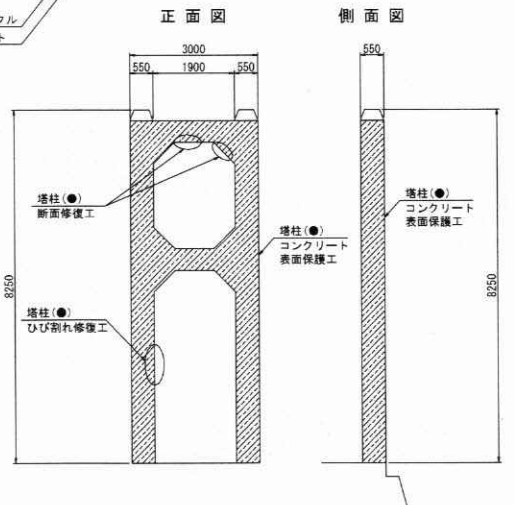
## 断面図



### 耐風支索



### 塔柱



### 対策工法一覧表

工種	記号	凡例	対象部材
補修工	●	—	床版端部、塔柱、耐風索(下流側)
部材取替工	★	—	支索、耐風索(下流側)、床版、補剛桁、取桁、横桁、桁支承
塗装塗替工	□	—	耐風索ブリッジソケット、耐風索定着部ボルト
部分取替工	▲	—	主索、主索ブリッジソケット、主索定着部ボルト
部材再利用	◇	—	耐風索、耐風索ブリッジソケット、耐風索定着部ボルト
撤去工	×	—	防風網(破断面所補強)
伐木除根工	◎	—	干渉樹木

注記  
1. 補修後の断面図は「里谷橋 取替工詳細図(その3)」を参照のこと。

年度	令和4年度 建第7号
工事名	里谷橋修繕工事
図面名	里谷橋 修繕工一般図
縮尺	図面番号 /
会社名	
事務所名	白浜町役場 建設課

### 変更設計図

## 議案第5号

## 工事請負契約の一部変更について

令和4年9月20日締結した葛原橋修繕工事について、別紙のとおり工事請負契約の一部を変更したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

工事量の変更により、契約金額の増額をしたいので、本案を提出する。

## 工 事 請 負 変 更 契 約

1. 契約を変更する工事は、次のとおりとする。

- (1) 工 事 名           葛原橋修繕工事
- (2) 工 事 場 所       和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野地内
- (3) 契 約 金 額       一金62,810,000円
- (4) 契 約 の 相 手     和歌山県西牟婁郡白浜町日置1212番地の1  
                          株式会社日置川建設  
                          代表取締役 平阪 幸弘
- (5) 契 約 の 方 法     指名競争入札による契約

2. 原契約中、変更する事項は、次のとおりとする。

- (3) 契 約 金 額       一金66,283,800円  
                          (増3,473,800円)

## 葛原橋修繕工事 変更概要

## 1. 額の増減

(1) 原請負額	62,810,000円
(2) 変更請負額	66,283,800円
(3) 増額	3,473,800円

## 2. 変更理由

- (1) 左岸上流側の耐風索ベースアンカー部の腐食が進行しており、当初予定していた再利用工法が出来ないことが判明したため、部材取替工法に変更した。
- (2) 主索ブリッジソケットナットが腐食により減肉し、支圧面積が減少していることが判明したため、ナット部分の補修を追加した。
- (3) 横桁と耐風支索の接続方法について、当初予定していた横桁に支索ターンバックルを接続する方法では揺れ等で部材同士が接触し損傷する可能性があることが判明したため、部材接続方法を変更した。
- (4) 防護柵部材に破断箇所があることが判明したため、破断箇所の補強及び補修を追加した。

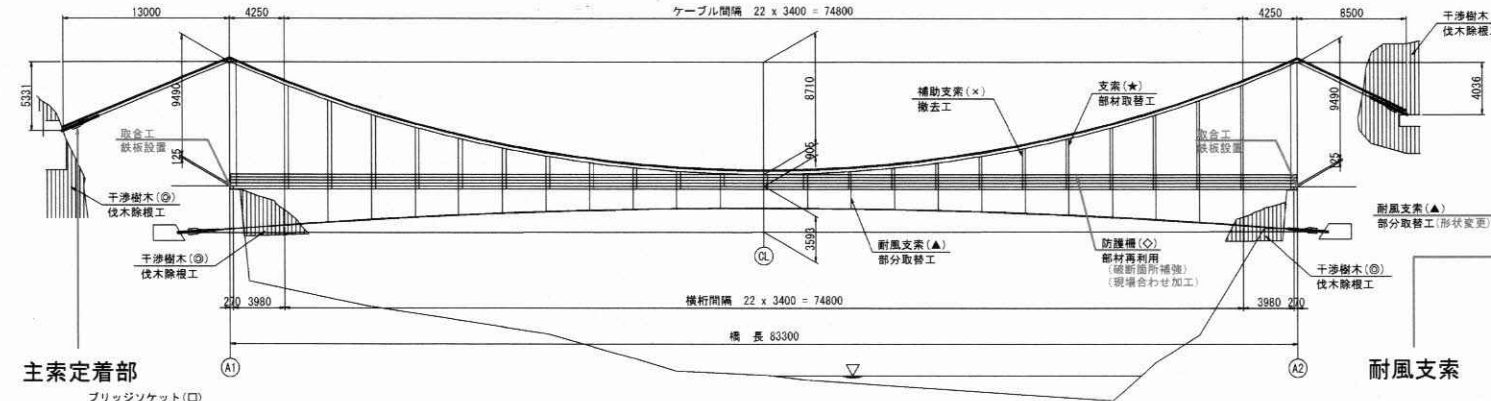


参考資料

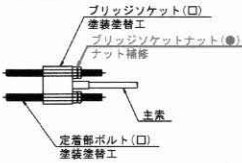


# 葛原橋 修繕工一般図

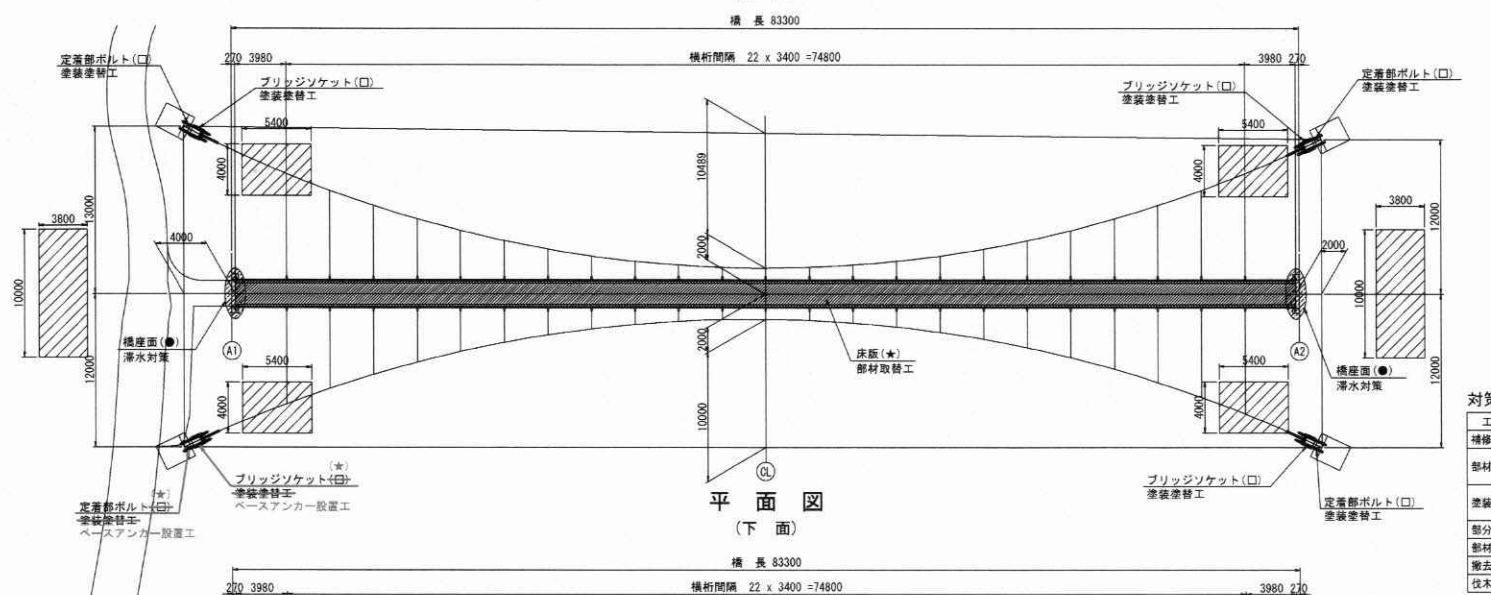
側面図 (上流側)



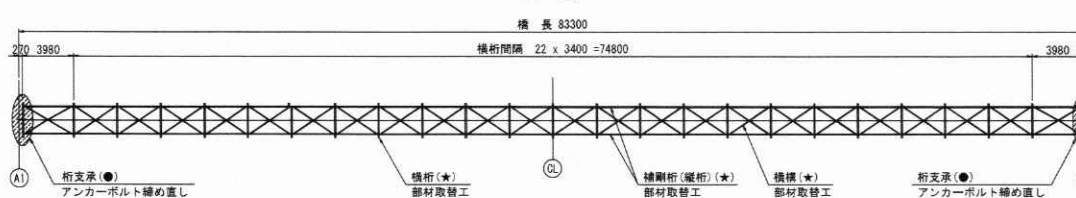
主索定着部



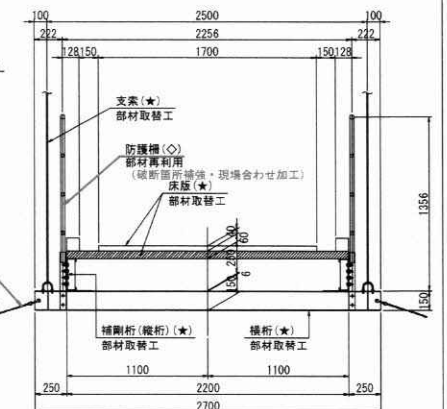
平面図 (橋面)



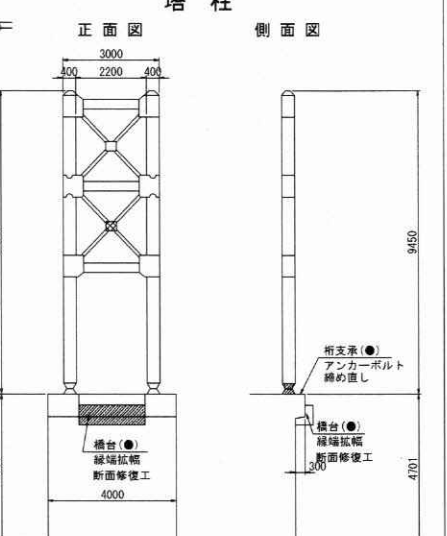
平面図 (下面)



断面図



塔柱



対策工法一覧表

工種	記号	凡例	対象部材
補修工	●	縦線	橋座面、橋座、桁支索、橋台、主索アライメント
部材取替工	★	斜線	支索、床版、補剛桁、橋桁、横橋
塗装差替工	□	点線	耐風索ブリッジソケット、耐風索定着部ボルト
部分取替工	▲	縦線	耐風索ブリッジソケット、耐風索定着部ボルト
部材再利用	◇	斜線	防風欄(破断面所補強・現場合わせ加工)
撤去工	×	斜線	補助支索
伐木除根工	◎	縦線	干渉樹木

注記  
1. 補修後の断面図は「葛原橋 取替工詳細図(その3)」を参照のこと。

年度	令和4年度 建築8号
工事名	葛原橋修繕工事
図面名	葛原橋 修繕工一般図
縮尺	図面番号 /
会社名	
事務所名	白浜町役場 建設課

変更設計図

## 議案第6号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

町債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係条例の規定を整備したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

## 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(白浜町税条例の一部改正)

第1条 白浜町税条例(平成18年白浜町条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条を次のように改める。

(督促)

第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

(町税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分等に関する条例の一部改正)

第2条 町税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分等に関する条例(平成18年白浜町条例第55号)の一部を次のように改正する。

本則中「督促手数料及び」を削る。

(白浜町介護保険条例の一部改正)

第3条 白浜町介護保険条例(平成18年白浜町条例第113号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(白浜町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第4条 白浜町法定外公共物の管理に関する条例(平成18年白浜町条例第150号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「延滞金の徴収」を「延滞金」に、「督促手数料及び延滞金を徴収」を「徴収」に改める。

(白浜町下水道条例の一部改正)

第5条 白浜町下水道条例(平成18年白浜町条例第159号)の一部を次のように改正する。

第29条中「手数料の徴収」を削る。

第30条中「督促手数料」を削る。

(白浜町簡易水道布設事業分担金徴収条例の一部改正)

第6条 白浜町簡易水道布設事業分担金徴収条例(平成18年白浜町条例第167号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「延滞金等の徴収」を「延滞金」に、「督促手数料及び延滞金を徴収」を「徴収」に改める。

(白浜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 白浜町後期高齢者医療に関する条例(平成20年白浜町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

## 第5条 削除

(白浜町準用河川管理条例の一部改正)

第8条 白浜町準用河川管理条例(平成25年白浜町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(督促及び延滞金の徴収)」に改め、同条中「並びに督促手数料」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に賦課等された歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

白浜町税条例の一部改正 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	現 行
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその<u>延滞金</u>、<u>過少申告加算金</u>、<u>不申告加算金</u>、<u>重加算金</u>及び<u>滞納処分費</u>をいう。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(督促)</p> <p>第21条 <u>納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその<u>督促手数料</u>、<u>延滞金</u>、<u>過少申告加算金</u>、<u>不申告加算金</u>、<u>重加算金</u>及び<u>滞納処分費</u>をいう。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第21条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

町税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分等に関する条例の一部改正  
新旧対照表 (第2条関係)

改正後	現 行
<p>分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入を定期内に納めない者に対する督促及び滞納処分並びに<u>延滞金の徴収</u>に関しては、白浜町税条例(平成18年白浜町条例第49号)の規定を準用する。</p>	<p>分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入を定期内に納めない者に対する督促及び滞納処分並びに<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>に関しては、白浜町税条例(平成18年白浜町条例第49号)の規定を準用する。</p>

白浜町介護保険条例の一部改正 新旧対照表 (第3条関係)

改正後	現 行
<p>第9条 <u>削除</u></p>	<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第9条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、こ</u></p>

	れを徴収しない。
--	----------

白浜町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現行
<p>(延滞金)</p> <p>第8条 町長は、使用料等の滞納に係る延滞金について、白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の規定を適用し、徴収することができる。</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第8条 町長は、使用料等の滞納に係る延滞金の徴収について、白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の規定を適用し、督促手数料及び延滞金を徴収することができる。</p>

白浜町下水道条例の一部改正 新旧対照表（第5条関係）

改正後	現行
<p>(使用料等の督促)</p> <p>第29条 法令及びこの条例の規定により徴収する使用料その他の収入を定期内に納めないものに対する督促及び滞納処分については、白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の規定を準用する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第30条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等又は延滞金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料等の督促)</p> <p>第29条 法令及びこの条例の規定により徴収する使用料その他の収入を定期内に納めないものに対する督促及び滞納処分、手数料の徴収については、白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の規定を準用する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第30条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。</p>

白浜町簡易水道布設事業分担金徴収条例の一部改正 新旧対照表（第6条関係）

改正後	現行
<p>(延滞金)</p> <p>第5条 町長は、分担金の滞納に係る延滞金について、白浜町税条例（平成1</p>	<p>(延滞金等)</p> <p>第5条 町長は、分担金の滞納に係る延滞金等の徴収について、白浜町税条例（平成1</p>





## 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の要旨

### 1. 制定の趣旨

町債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例を制定する。

### 2. 条例の内容

町債権において、これまで督促状を送付する際に徴収することとしていた督促手数料（80円）を廃止し、次に掲げる条例の督促手数料に係る規定を整備する。

- (1) 白浜町税条例
- (2) 町税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分等に関する条例
- (3) 白浜町介護保険条例
- (4) 白浜町法定外公共物の管理に関する条例
- (5) 白浜町下水道条例
- (6) 白浜町簡易水道布設事業分担金徴収条例
- (7) 白浜町後期高齢者医療に関する条例
- (8) 白浜町準用河川管理条例

### 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

白浜町手数料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例

白浜町手数料徴収条例（平成18年白浜町条例第54号）の一部を次のように改正する

。

別表第7の10の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 参考資料

白浜町手数料徴収条例の一部改正 新旧対照表

改正後		現 行	
別表第7（第2条関係）		別表第7（第2条関係）	
手数料を徴収する 事務	金額	手数料を徴収する 事務	金額
1～9（略）		1～9（略）	
10 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の2第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額 (2)（略）	10 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項 _____の 規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額 (2)（略）
11～14（略）		11～14（略）	
備考（略）		備考（略）	

# 参考資料

## 白浜町手数料徴収条例の一部改正の要旨

### 1. 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

### 2. 改正の内容

液化石油ガスの貯蔵施設及び特定供給設備の完成検査手数料について、手数料の算定の対象外施設である完成検査合格施設に、「認定高度保安実施者が経済産業省令で定めるところにより自ら完成検査を実施した施設」を追加する。

### 3. 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第 8 号

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

白浜町長 井 潤 誠

## 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

## 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

白浜町消防団員等公務災害補償条例（平成18年白浜町条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた白浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行																																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して、公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td>12,500</td> <td>13,350</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,800</td> <td>11,650</td> <td>12,500</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円	円	円	団長	12,500	13,350	14,200	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して、公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td>12,440</td> <td>13,320</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670</td> <td>11,550</td> <td>12,440</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円	円	円	団長	12,440	13,320	14,200	分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円	円	円																																				
団長	12,500	13,350	14,200																																				
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円	円	円																																				
団長	12,440	13,320	14,200																																				
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440																																				



部長、班長	9,100	9,950	10,80
及び団員			<u>0</u>

備考 (略)

部長、班長	8,900	9,790	10,67
及び団員			<u>0</u>

備考 (略)

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、政令の定める基準額に引き上げる。

(1) 非常勤消防団員

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

※括弧内は改正前の額

(2) 消防作業従事者等

9,100円（改正前8,900円）

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 議案第9号

白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例（平成18年白浜町条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 参考資料

白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条第1項</u>に掲げる者をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条</u> _____ に掲げる者をいう。</p> <p>2 (略)</p>

## 白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例の一部改正の要旨

## 1. 改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

## 2. 改正の内容

法改正により、精神障害者の定義規定（第5条）に第2項が追加されたため、条例において法を引用する規定に条ずれが生じることから、当該規定について所要の整備を行う。

## 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 議案第10号

## 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

白浜町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

白浜町第9期介護保険事業計画の策定に伴い保険料率等を改定するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

## 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例

白浜町介護保険条例（平成18年白浜町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「41,400円」を「39,300円」に改め、同項第2号中「62,100円」を「59,200円」に改め、同項第3号中「62,100円」を「59,600円」に改め、同項第4号中「74,500円」を「77,800円」に改め、同項第5号中「82,800円」を「86,400円」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 99,400円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 103,700円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 112,300円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 129,600円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 146,900円
- (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 164,200円
- (12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 181,400円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 198,700円
- (14) 令第39条第1項第14号に掲げる者 207,400円

第4条第4項中「第2項」を「第10項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,800円」を「24,600円」に、「58,000円」を「59,200円」に改め、同項を同条第12項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,800円」を「24,600円」に、「41,400円」を「41,900円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,800円」を「24,600円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第1項の次に次の8項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は80万1円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は120万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は210万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は320万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は420万円とする。



- 7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は520万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は620万円とする。
- 9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村の定める額は720万円とする。

第7条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第1項第12号」を「第1項第14号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白浜町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 白浜町介護保険条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>39,300円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>59,200円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>59,600円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>77,800円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>86,400円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者</u> <u>99,400円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>41,400円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>62,100円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>62,100円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>74,500円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>82,800円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>95,200円</u></p> <p><u>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)</u>が80万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第</u></p>

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者  
103,700円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者  
112,300円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者  
129,600円

1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 99,400円

ア 合計所得金額が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 103,500円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 124,200円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者  
146,900円

(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者  
164,200円

(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者  
181,400円

(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者  
198,700円

(14) 令第39条第1項第14号に掲げる者  
207,400円

2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は80万1円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は120万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は210万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は320万円とする。

(10) 次のいずれかに該当する者 132,500円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 144,900円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 153,200円

6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は420万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は520万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は620万円とする。

9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村の定める額は720万円とする。

10 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,600円とする。

11 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,600円」とあるのは、「41,900円」と読み替えるものとする。

12 第10項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第10項中「24,600円」とあるのは、「59,200円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,800円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,800円」とあるのは、「41,400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,800円」とあるのは、「58,000円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項



## 白浜町介護保険条例の一部改正の要旨

## 1. 改正の趣旨

白浜町第9期介護保険事業計画の策定に伴い保険料率等を改定するとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

## 2. 改正の内容

## (1) 保険料率等の改定

	改正後	現行
基準保険料	年額86,400円 (月額7,200円)	年額82,800円 (月額6,900円)

## (2) 保険料率の多段階設定

標準段階の多段階化により、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな所得段階数の設定を行うため「第14段階」を設定する。

## (3) 基準所得金額の変更

第10段階と第11段階を区分する基準所得金額	420万円（現行400万円）
第11段階と第12段階を区分する基準所得金額	520万円（現行600万円）
第12段階と第13段階を区分する基準所得金額	620万円（新設）
第13段階と第14段階を区分する基準所得金額	720万円（新設）

## 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 議案第11号

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井瀬 誠

## 理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。



## 白浜町条例第 号

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年白浜町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条及び第53条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない</u></p> <p>_____。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に</p>

より特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型

より特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型

給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されてい

給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されてい

るものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）

をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

るものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の要旨

### 1. 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

### 2. 改正の内容

- (1) 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号））の一部改正により生じた、同法を引用する規定の条ずれを整理する。
- (2) シー・ディー・ロム等の具体の媒体名を定める規定について、「電磁的記録媒体」等の抽象的規定に改正されたことから、当該規定の整理を行う。（第23条及び第53条関係）

### 3. 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第23条及び第53条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第12号

白浜町漁港管理条例及び白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町漁港管理条例及び白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井瀬 誠

## 理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

白浜町漁港管理条例及び白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(白浜町漁港管理条例の一部改正)

第1条 白浜町漁港管理条例(平成18年白浜町条例第133号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「占用の許可を受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加える。

(白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成18年白浜町条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 白浜町漁港管理条例の一部改正 新旧対照表 (第1条関係)

改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、町が管理する漁港 (以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第18条 漁港の区域内の水域 (町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者 (法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項 (水面又は土地の占有に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。) (以下「採取者等」という。)からは、別表に掲げる土砂採取料又は占用料 (消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額。以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、町が管理する漁港 (以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第18条 漁港の区域内の水域 (町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は 占有の許可を受けた者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ (以下「採取者等」という。)からは、別表に掲げる土砂採取料又は占用料 (消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額。以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1～21（略）</p> <p>22 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>23～36（略）</p>	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1～21（略）</p> <p>22 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>23～36（略）</p>

白浜町漁港管理条例及び白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）が一部改正され、法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されること、及び「漁港施設等活用事業」が新たに創設されることに伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 白浜町漁港管理条例の一部改正

- ・法律名の変更による改正（第1条関係）

法律名が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることに伴う名称変更を行う。

- ・土砂採取料等に関する規定の追加（第18条関係）

新たに創設される「漁港施設等活用事業」に関する占用料（漁港水面施設運営権を含む。）の徴収に関する規定を追加する。

(2) 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正

- ・法律名の変更による改正（別表第1関係）

法律名が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることに伴う名称変更を行う。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 議案第13号

白浜町給水条例及び白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例について

白浜町給水条例及び白浜町簡易水道使用条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井瀬 誠

## 理 由

水道法の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

## 白浜町給水条例及び白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例

## (白浜町給水条例の一部改正)

第1条 白浜町給水条例（平成18年白浜町条例第164号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第37条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第40条第1号中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

## (白浜町簡易水道使用条例の一部改正)

第2条 白浜町簡易水道使用条例（平成18年白浜町条例第166号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第28条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第31条の見出し及び第32条の見出し中「債務」を「責務」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 白浜町給水条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(給水装置新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(過料)</p> <p>第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで給水装置を新設し、改造し、修繕（<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで給水装置を新設し、改造し、修繕（<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者</p> <p>(2)、(3) (略)</p>

白浜町簡易水道使用条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
<p>(給水装置新設等の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書</u>の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置新設等の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書</u>の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(町の責務)</p> <p>第31条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p>	<p>(町の債務)</p> <p>第31条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p>

2 (略)

(設置者の責務)

第32条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めによるところにより、その水道を管理するとともに、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 (略)

2 (略)

(設置者の債務)

第32条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めによるところにより、その水道を管理するとともに、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 (略)



## 白浜町給水条例及び白浜町簡易水道使用条例の一部改正の要旨

## 1. 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

## 2. 改正の内容

厚生労働大臣が所管する水道整備・管理行政のうち、水質又は衛生に関する水道行政の所管が環境大臣に、水質又は衛生に関する水道行政以外のものの所管が国土交通大臣にそれぞれ移管したことに伴い、次に掲げる条例の規定中「厚生労働省」等の字句を「国土交通省」等に改める。

- (1) 白浜町給水条例
- (2) 白浜町簡易水道使用条例

## 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 議案第14号

## 白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例について

白浜町監査委員条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

## 白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例

(白浜町監査委員条例の一部改正)

第1条 白浜町監査委員条例(平成18年白浜町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(白浜町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 白浜町水道事業の設置等に関する条例(平成18年白浜町条例第163号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例(令和4年白浜町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(白浜町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 白浜町下水道事業の設置等に関する条例(令和4年白浜町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例(令和4年白浜町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 参考資料

白浜町監査委員条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">（請求又は要求による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から14日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（請求又は要求による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から14日以内に監査に着手しなければならない。</p>

白浜町水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

## 白浜町監査委員条例等の一部改正の要旨

## 1. 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

## 2. 改正の内容

地方自治法に「指定公金事務取扱者制度」に係る規定が新設されたことにより、既存の規定に条ずれが生じることから、次に掲げる条例の該当規定について、所要の整備を行う。

- (1) 白浜町監査委員条例
- (2) 白浜町水道事業の設置等に関する条例
- (3) 白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例
- (4) 白浜町下水道事業の設置等に関する条例
- (5) 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例

## 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 議案第15号

白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井瀬 誠

## 理由

会計年度任用職員の給与に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

## 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白浜町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 給与条例第24条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第23条の2 給与条例第24条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例24条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600



9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800

47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900

85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 白浜町職員の育児休業等に関する条例（平成18年白浜町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧  
対照表

改正後	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、通勤手当及び地域手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第13条の2 <u>給与条例第24条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第21条から第23条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当 _____、通勤手当及び地域手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬<u>及び期末手当</u> _____ をいう。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第21条から第23条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条 _____ において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

2、3 (略)

(勤勉手当)

第23条の2 給与条例第24条の規定は、  
 任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例24条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1 (第4条関係)

(単位：円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000

2、3 (略)

別表第1 (第4条関係)

(単位：円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800

19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900

19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	229,200	277,000
61	230,000	278,100
62	230,700	279,100
63	231,300	280,000

64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700

64	231,900	281,000
65	232,500	281,500
66	233,100	282,400
67	233,800	283,100
68	234,500	284,000
69	235,100	285,000
70	235,600	285,800
71	236,300	286,600
72	237,000	287,400
73	237,600	288,200
74	238,200	288,700
75	238,700	289,100
76	239,300	289,600
77	240,000	289,800
78	240,700	290,100
79	241,200	290,300
80	229,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700

白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	現 行
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第7条 白浜町職員の給与等に関する条例（平成18年白浜町条例第42号）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6	第7条 白浜町職員の給与等に関する条例（平成18年白浜町条例第42号）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6

箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 白浜町職員の給与等に関する条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 白浜町職員の給与等に関する条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）

のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。



## 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の要旨

## 1. 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当に関し、必要な事項を定めるため所要の改正を行うとともに、人事院勧告等の内容を踏まえた給与の改定を行う。

## 2. 改正の内容

## (1) 勤勉手当の支給等

勤勉手当を会計年度任用職員に支給するものとする。

## (2) 給料表の改定

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表に準じ、給料表の改正を行う。

## 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

令和5年度

白浜町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度白浜町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度白浜町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,300千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14,016,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		4,026,193	75,357	4,101,550
	1. 地方交付税	4,026,193	75,357	4,101,550
13. 分担金及び負担金		34,820	1,827	36,647
	1. 分担金	4,000	1,827	5,827
15. 国庫支出金		1,623,701	△12,453	1,611,248
	1. 国庫負担金	746,041	△17,443	728,598
	2. 国庫補助金	871,825	4,990	876,815
16. 県支出金		847,525	33,481	881,006
	1. 県負担金	520,979	55,610	576,589
	2. 県補助金	268,783	△22,129	246,654
19. 繰入金		1,019,145	△297,871	721,274
	2. 基金繰入金	984,494	△297,871	686,623
20. 繰越金		324,828	267,959	592,787
	1. 繰越金	324,828	267,959	592,787
21. 諸収入		361,133	△1,000	360,133

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 雑入	149,089	△1,000	148,089
22. 町債		617,104	7,000	624,104
	1. 町債	617,104	7,000	624,104
歳入	合計	13,942,600	74,300	14,016,900

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,602,162	119,589	2,721,751
	1. 総務管理費	2,368,250	117,679	2,485,929
	3. 戸籍住民基本台帳費	54,984	1,910	56,894
3. 民生費		4,207,187	△28,505	4,178,682
	1. 社会福祉費	3,174,699	△7,699	3,167,000
	2. 児童福祉費	1,024,338	△20,806	1,003,532
4. 衛生費		1,959,036	291	1,959,327
	1. 保健衛生費	1,104,396	291	1,104,687
6. 農林水産業費		554,177	△20,731	533,446
	1. 農業費	284,928	△22,234	262,694
	3. 水産業費	121,320	1,503	122,823
7. 観光費		572,614	0	572,614
	1. 観光費	543,922	0	543,922
8. 土木費		620,202	3,656	623,858
	3. 河川費	65,233	0	65,233

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 急傾斜地崩壊対策費	0	3,656	3,656
歳	出	13,942,600	74,300	14,016,900

## 第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1. 議会費	1. 議会費	タブレット端末導入事業	554
2. 総務費	1. 総務管理費	地籍調査事業	81,800
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修事業	3,080
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修事業	3,553
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	7,150
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得者支援給付金事業	67,350
4. 衛生費	1. 保健衛生費	揚湯管削孔事業	3,520
4. 衛生費	2. 清掃費	高圧ケーブル等更新事業	4,493
6. 農林水産業費	1. 農業費	両願寺池廃止事業	212
6. 農林水産業費	3. 水産業費	瀬戸漁港嵩上事業	18,284
7. 観光費	1. 観光費	観光誘客等事業	62,000
7. 観光費	1. 観光費	茜・千畳茶屋空調設備改修事業	3,000
7. 観光費	1. 観光費	茜・千畳茶屋給水設備改修事業	935
7. 観光費	1. 観光費	平草原遊戯施設等設置事業	19,200
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道柳橋小谷線補修事業	26,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道三段空港線外舗装補修事業	12,000
8. 土木費	3. 河川費	血深川浸水対策事業	30,000



款	項	事業名	金額
8. 土木費	4. 都市計画費	用途地域見直事業	2,489
11. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	町道柳橋小谷線災害復旧事業	28,000

### 第3表 地方債補正

#### 1. 追加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策事業	1,500	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

#### 2. 変更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策整備事業	84,500	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	72,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
通信施設整備事業	25,000	同上	同上	同上	25,400	同上	同上	同上
過疎地域持続的発展特別事業	47,400	同上	同上	同上	46,300	同上	同上	同上
農業施設整備事業	3,500	同上	同上	同上	7,800	同上	同上	同上
観光施設整備事業	33,900	同上	同上	同上	47,800	同上	同上	同上

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	4,026,193	75,357	4,101,550
13. 分担金及び負担金	34,820	1,827	36,647
15. 国庫支出金	1,623,701	△12,453	1,611,248
16. 県支出金	847,525	33,481	881,006
19. 繰入金	1,019,145	△297,871	721,274
20. 繰越金	324,828	267,959	592,787
21. 諸収入	361,133	△1,000	360,133
22. 町債	617,104	7,000	624,104
歳入合計	13,942,600	74,300	14,016,900

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,602,162	119,589	2,721,751	66,340	400		52,849
3. 民生費	4,207,187	△28,505	4,178,682	△22,365			△6,140
4. 衛生費	1,959,036	291	1,959,327				291
6. 農林水産業費	554,177	△20,731	533,446	△22,947	4,300	△1,000	△1,084
7. 観光費	572,614	0	572,614		12,800	△7,194	△5,606
8. 土木費	620,202	3,656	623,858		△10,500	1,827	12,329
歳出合計	13,942,600	74,300	14,016,900	21,028	7,000	△6,367	52,639

2 歳 入

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	4,026,193	75,357	4,101,550	1. 地方交付税	75,357	普通交付税 75,357
計	4,026,193	75,357	4,101,550			

(款) 13. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

2. 土木費分担金	0	1,827	1,827	1. 土木費分担金	1,827	急傾斜地崩壊対策事業地元分担金 1,827
計	4,000	1,827	5,827			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	728,902	△17,443	711,459	1. 社会福祉費負担金	△703	国民健康保険基盤安定制度負担金 △703
				3. 児童福祉費負担金	△16,740	被用者児童手当交付金 △1,307 非被用者児童手当交付金 △7,277 被用者中学校修了前児童手当交付金 △8,323 特例給付交付金 167
計	746,041	△17,443	728,598			

## (款) 15. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	678,892	4,990	683,882	3. 住民基本台帳費補助金	4,990	個人番号カード交付事務費補助金 $\Delta 1,500$ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍附票システム) 2,200 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナンバー) 1,210 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍システム) 3,080
計	871,825	4,990	876,815			

## (款) 16. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

1. 総務費県負担金	0	61,350	61,350	1. 総務管理費負担金	61,350	地籍調査事業費負担金 16,171 防災・安全交付金(地籍調査事業) 45,179
2. 民生費県負担金	520,141	$\Delta 5,740$	514,401	1. 社会福祉費負担金	$\Delta 1,741$	国民健康保険基盤安定制度負担金 $\Delta 1,741$
				3. 児童福祉費負担金	$\Delta 3,999$	被用者児童手当負担金 $\Delta 141$ 非被用者児童手当負担金 $\Delta 1,819$ 被用者中学校修了前児童手当負担金 $\Delta 2,081$ 特例給付負担金 42
計	520,979	55,610	576,589			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金	85,996	818	86,814	3. 児童福祉費補助金	818	乳幼児医療医療費補助金 318 ひとり親家庭医療費補助金 500
5. 農林水産業費県補助金	125,917	△22,947	102,970	1. 農業費補助金	△22,947	農地利用最適化補助金 167 多面的機能支払事業補助金 △3,428 新規就農者経営発展支援事業補助金 △12,936 新規就農者経営開始資金交付事業補助金 △6,750
計	268,783	△22,129	246,654			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	984,494	△297,871	686,623	1. 財政調整基金繰入金	△290,677	財政調整基金繰入金 △290,677
				26. 森林環境整備基金繰入金	△7,194	森林環境整備基金繰入金 △7,194
計	984,494	△297,871	686,623			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	324,828	267,959	592,787	1. 繰越金	267,959	前年度剰余金繰越金 267,959
計	324,828	267,959	592,787			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	142,295	△1,000	141,295	2. その他	△1,000	経営継承・発展支援事業補助金 △1,000
計	149,089	△1,000	148,089			

(款) 22. 町債

(項) 1. 町債

1. 総務債	190,900	△12,700	178,200	5. 防災対策整備事業債	△12,000	防災対策整備事業債 △12,000
				7. 通信施設整備事業債	400	通信施設整備事業債 400
				8. 過疎地域持続的発展特別事業債	△1,100	過疎地域持続的発展特別事業債 △1,100
4. 農林水産業債	51,000	4,300	55,300	1. 農業施設整備事業債	4,300	農業施設整備事業債 4,300
5. 観光債	33,900	13,900	47,800	1. 観光施設整備事業債	13,900	観光施設整備事業債 13,900
6. 土木債	60,700	1,500	62,200	4. 急傾斜地崩壊対策事業債	1,500	急傾斜地崩壊対策事業債 1,500
計	617,104	7,000	624,104			



単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
歳入合計	13,942,600	74,300	14,016,900			

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. 財産管理費	408,991	33,584	442,575				33,584	24. 積立金	33,584	減債基金積立金 33,584
6. まちづくり 推進費	1,052,610	2,295	1,054,905		400		1,895	18. 負担金、補助 及び交付金	2,295	生活交通路線バス維持費補助金 2,295
15. 地籍調査費	37,105	81,800	118,905	61,350			20,450	12. 委託料	81,800	地籍調査委託料 81,800
計	2,368,250	117,679	2,485,929	61,350	400		55,929			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本 台帳費	54,984	1,910	56,894	4,990			△3,080	11. 役務費	△1,500	派遣手数料	△1,500
								12. 委託料	3,410	戸籍附票システム改修委託料 住基システム改修委託料	2,200 1,210
計	54,984	1,910	56,894	4,990			△3,080				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	1,975,684	△7,699	1,967,985	△2,444			△5,255	27. 繰出金	△7,699	国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金 △6,020 国民健康保険事業特別会計三舞診療施設勘定繰出金 △1,679
計	3,174,699	△7,699	3,167,000	△2,444			△5,255			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

2. 児童措置費	303,584	△21,806	281,778	△20,421			△1,385	19. 扶助費	△21,806	児童手当（被用者） △1,590 児童手当（非被用者） △10,915 児童手当（中学校修了前被用者） △12,485 児童手当（特例給付） 250 子ども医療扶助費 2,934
5. 母子福祉費	18,155	1,000	19,155	500			500	19. 扶助費	1,000	ひとり親家庭医療扶助費 1,000
計	1,024,338	△20,806	1,003,532	△19,921			△885			

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	367,027	291	367,318				291	22. 償還金、利子及び割引料	291	過年度国庫支出金精算返還金(妊娠・出産包括支援事業) 291
計	1,104,396	291	1,104,687				291			

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	6,534	167	6,701	167				1. 報酬	167	農業委員長報酬(1人) 8 農業委員長職務代理者報酬(1人) 8 農業委員報酬(12人) 67 農地利用最適化推進委員報酬(10人) 84
3. 農業振興費	126,389	△27,239	99,150	△23,114		△1,000	△3,125	18. 負担金、補助及び交付金	△27,239	農業揚水施設管理助成金 △981 経営継承・発展支援事業補助金 △2,000 新規就農者経営発展支援事業補助金 △12,936 新規就農者経営開始資金交付事業補助金 △6,750 多面的機能支払事業交付金 △4,572
4. 農地費	35,095	4,838	39,933		4,300		538	18. 負担金、補助及び交付金	4,838	県営ため池等整備事業負担金 4,838
計	284,928	△22,234	262,694	△22,947	4,300	△1,000	△2,587			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 漁港建設費	44,019	1,503	45,522				1,503	14. 工事請負費	1,503	堅田漁港浚渫工事費 1,503
計	121,320	1,503	122,823				1,503			

(款) 7. 観光費

(項) 1. 観光費

1. 観光総務費	304,340	0	304,340		△1,100		1,100			財源更正
4. 公園費	173,582	0	173,582		13,900	△7,194	△6,706			財源更正
計	543,922	0	543,922		12,800	△7,194	△5,606			

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

3. 河川改良費	42,000	0	42,000		△12,000		12,000			財源更正
計	65,233	0	65,233		△12,000		12,000			

(款) 8. 土木費

(項) 6. 急傾斜地崩壊対策費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 急傾斜地崩壊対策費	0	3,656	3,656		1,500	1,827	329	18. 負担金、補助及び交付金	3,656	県営事業負担金 3,656
計	0	3,656	3,656		1,500	1,827	329			
歳出合計	13,942,600	74,300	14,016,900	21,028	7,000	△6,367	52,639			

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					計	共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当					
補正後	長 等	3		20,676	6,979 (3.00)		6,342	33,997	5,725	39,722	その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		9,405 (3.00)			43,605	10,709	54,314	
	その他の 特別職	1,359	55,891					55,891		55,891	
	計	1,374	90,091	20,676	16,384		6,342	133,493	16,434	149,927	
補正前	長 等	3		20,676	6,979 (3.00)		6,342	33,997	5,725	39,722	その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		9,405 (3.00)			43,605	10,709	54,314	
	その他の 特別職	1,359	55,724					55,724		55,724	
	計	1,374	89,924	20,676	16,384		6,342	133,326	16,434	149,760	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)			0	0	0	
	その他の 特別職	0	167					167		167	
	計	0	167	0	0		0	167	0	167	

議案第17号

令和5年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）



令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,679千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,849,109千円と定める。
- 2 事業勘定及び直営三舞診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

# 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		2,095,403	1,284	2,096,687
	1. 県補助金	2,095,403	1,284	2,096,687
6. 繰入金		300,998	395	301,393
	1. 他会計繰入金	260,572	△6,020	254,552
	2. 基金繰入金	40,426	6,415	46,841
歳入合計		2,847,430	1,679	2,849,109

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 保健事業費		48,569	0	48,569
	2. 特定健康診査等事業費	36,174	0	36,174
9. 諸支出金		16,584	1,679	18,263
	2. 繰出金	8,524	1,679	10,203
歳 出 合 計		2,847,430	1,679	2,849,109

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	2,095,403	1,284	2,096,687
6. 繰入金	300,998	395	301,393
歳入合計	2,847,430	1,679	2,849,109

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 保健事業費	48,569	0	48,569	△396			396
9. 諸支出金	16,584	1,679	18,263	1,680			△1
歳出合計	2,847,430	1,679	2,849,109	1,284			395

2 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費等交付金	2,091,296	1,284	2,092,580	2. 特別交付金	1,284	特別調整交付金分 特定健康診査等負担金
						1,680 △396
計	2,095,403	1,284	2,096,687			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	260,572	△6,020	254,552	1. 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△1,854	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△1,854
				2. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,446	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,446
				3. 未就学児均等割保険税繰入金	40	未就学児均等割保険税繰入金	40
				7. 財政安定化支援事業繰入金	△2,760	財政安定化支援事業繰入金	△2,760
計	260,572	△6,020	254,552				

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 国民健康保険基金繰入金	40,426	6,415	46,841	1. 国民健康保険基金繰入金	6,415	国民健康保険基金繰入金 6,415
計	40,426	6,415	46,841			
歳入合計	2,847,430	1,679	2,849,109			



3 歳 出

(款) 6. 保健事業費 (項) 2. 特定健康診査等事業費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 特定健康診査等事業費	36,174	0	36,174	△396			396			財源更正
計	36,174	0	36,174	△396			396			

(款) 9. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 直営診療施設勘定繰出金	8,524	1,679	10,203	1,680			△1	27. 繰出金	1,679	直営三舞診療施設勘定繰出金 1,679
計	8,524	1,679	10,203	1,680			△1			
歳出合計	2,847,430	1,679	2,849,109	1,284			395			

# 直 營 三 舞 診 療 施 設 勘 定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		6,150	0	6,150
	1. 繰入金	6,150	0	6,150
歳入	合計	6,200	0	6,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	6,150	0	6,150
歳入合計	6,200	0	6,200

2 歳 入

(款) 1. 繰入金

(項) 1. 繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	6,149	△1,679	4,470	1. 一般会計繰入金	△1,679	一般会計繰入金 △1,679
2. 事業勘定繰入金	1	1,679	1,680	1. 事業勘定繰入金	1,679	事業勘定繰入金 1,679
計	6,150	0	6,150			
歳入合計	6,200	0	6,200			

議案第18号 令和6年度白浜町一般会計予算議定について

議案第19号 令和6年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について

議案第20号 令和6年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について

議案第21号 令和6年度白浜町介護保険特別会計予算議定について

議案第22号 令和6年度白浜町土地取得特別会計予算議定について

議案第23号 令和6年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について

議案第24号 令和6年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について

議案第25号 令和6年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について

議案第26号 令和6年度白浜町水道事業特別会計予算議定について

令和6年2月27日提出

白浜町長 井瀬 誠

令和6年度

白 浜 町 予 算

和歌山県西牟婁郡白浜町

令和6年度

白 浜 町 公 営  
企 業 会 計 予 算

和歌山県西牟婁郡白浜町



令和6年度

白浜町当初予算参考資料

# 令和6年度 当初予算の概要

## 1. 予算の規模

(単位：千円)

会計名	令和6年度	令和5年度	比較	増減比	備考
一般会計	12,500,000	11,761,000	739,000	6.3	

(特別会計)

(単位：千円)

会計名	令和6年度	令和5年度	比較	増減比	備考
1 国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	2,772,000	2,828,000	△ 56,000	△ 2.0	
2 " (直営日置診療施設勘定)	15,200	13,000	2,200	16.9	
3 " (直営三舞診療施設勘定)	6,800	6,200	600	9.7	
4 " (直営川添診療施設勘定)	27,300	30,000	△ 2,700	△ 9.0	
5 後期高齢者医療特別会計	732,900	673,200	59,700	8.9	
6 介護保険特別会計	3,471,000	3,463,000	8,000	0.2	
7 土地取得特別会計	20,100	20,100	0	0.0	
8 簡易水道事業特別会計	102,635	212,560	△ 109,925	△ 51.7	支出へず
9 農業集落排水事業特別会計	23,253	25,190	△ 1,937	△ 7.7	支出へず
10 下水道事業特別会計	503,301	707,139	△ 203,838	△ 28.8	支出へず
11 水道事業特別会計	1,239,300	1,179,800	59,500	5.0	支出へず
合計	8,913,789	9,158,189	△ 244,400	△ 2.7	

## 2. 予算の概要等

日本経済の状況は、内閣府が公表した月例経済報告(令和6年1月)によると、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と指摘されています。一方、県内経済については、和歌山県内経済情勢報告(令和6年1月)において、「持ち直している」との判断が据え置かれ、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。」としています。

また、令和6年度の国の地方財政対策では、社会保障関連経費や人件費の増加が見込まれる中、こども・子育て政策や物価高への対応、脱炭素、消防・防災力等の推進を図り、行政サービスを安定的に提供できるよう交付団体ベース(水準超経費を除く。)で前年度を上回る一般財源総額が確保され、過去と比較しても非常に大きな増額となっています。地方交付税総額については対前年度比+1.7%、約0.3兆円の増額となった一方で、臨時財政対策債は対前年度比△54.3%、約0.5兆円の減額となり、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額では、約0.2兆円の減額となっています。地方税収については、定額減税による減収が見込まれているものの、減収分については地方特例交付金で補てんするとしています。

こうした中、当町では令和6年度予算において、国の地方財政対策を踏まえ、地方交付税や地方特例交付金等の増額、また普通建設事業に係る地方債の活用等を予定したものの、十分な財源を確保するまでには至らず、財政調整基金からの取崩しを予定するなど、歳入環境は引き続き厳しい状況となりました。また、歳出については、給与改定や会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給等による人件費の増、給付費等の扶助費や公債費についても高水準となっていることから、財政構造の硬直化が懸念され、引き続き、厳しい財政状況が続くものと予測しています。

令和6年度当初予算編成に当たっては、こうした現下の厳しい財政状況等を踏まえ、「白浜町行政改革取組方針」に基づく取組みを進めながら、行政資源の最適化を図るとともに、国・県の政策等の動向に注視し、補助事業を積極的に活用するなど、可能な限りの財源確保に取り組みながら、「第2次白浜町長期総合計画」の一層の実現に向け、防災、福祉、子育て、医療、産業、観光、環境及び教育等の各種行政施策推進のための効果的な予算措置に努めました。

なお、令和6年度当初予算は、当該年度が町長の改選期であることに鑑み、経常的経費や継続事業に係る経費を中心に計上する「骨格予算」として編成しています。

### 【令和6年度において取り組む主な事業等】

- 地域おこし協力隊事業(増員)
- 津波避難施設整備事業(富田地区)
- 夢の里施設改修事業
- こども医療費無償化事業
- 清掃センター施設補修等事業
- 揚水施設改修事業(ロヶ谷地区)
- 林道補修等事業(將軍川線・城線・熊野川線)
- 漁港機能強化等事業(市江漁港)
- 平草原公園整備事業
- 公衆トイレ整備事業(市鹿野地区)
- 町営住宅改修事業(安宅第一団地)
- 高規格救急車購入事業
- 消防団新型活動服購入事業
- 消防水利施設設置事業(玉伝地区)
- 学童保育所建設事業(北っ子学童クラブ)

### 3. 一般会計歳入の状況

歳入のうち、町民税については、定額減税に伴う減収を見込んだことから個人住民税で対前年度比 $\Delta 5.8\%$ 、課税実績等から法人町民税で対前年度比 $+6.9\%$ を見込んでいます。また、固定資産税については、地価の下落や家屋の新築等の増加を考慮し、対前年度比 $+0.4\%$ と見込んだところです。このほか、入湯税については、観光客数等の回復を見込み、対前年度比 $+5.3\%$ とし、町税全体として、対前年度比 $\Delta 0.3\%$ 、900万円減の31億3,000万円を予定したところです。

また、税収と並んで基幹収入である地方交付税は、令和6年度地方財政対策において増額とされ、普通交付税において、施設等の光熱費や委託料の増加、会計年度任用職員に係る勤労手当支給等に対応した算定の改正に基づき増加を見込んだことから、対前年度比 $+2.1\%$ 、8,000万円増の39億円を見込みました。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費の増加や児童手当制度の改正等に伴い、対前年度比 $+9.3\%$ 、7,600万円の増加となっています。

地方特例交付金は、個人住民税の定額減税に伴う減収を補填する交付金が創設されることから、対前年度比 $+606.9\%$ 、7,900万円の増加となっています。

町債では、富田地区津波避難タワー建設事業や北っ子学童クラブ建設事業、林道整備事業等の財源として、防災対策事業債や社会福祉施設整備事業債、林道施設整備事業債等の発行予定額の増加を見込んだことから、対前年度比 $+75.1\%$ 、3億8,000万円増の8億8,600万円となりました。起債の活用については、財政負担の軽減を図るため、緊急防災・減災事業債、辺地対策事業債及び過疎対策事業債など、元利償還金に対し交付税算入措置のある有利な地方債の活用を努めたところです。

なお寄附金については、ふるさと納税制度による寄附金実績等を踏まえ、対前年度比 $+24.6\%$ 、1億円の増加を見込んでいます。

歳入全体の構成割合は、自主財源が $41.2\%$ (対前年度構成比 $\Delta 1.3\%$ )、依存財源が $58.8\%$ (対前年度構成比 $+1.3\%$ )となっており、地方特例交付金や地方交付税、町債等の増加を見込んだことなどから、依存財源の比率が増加しました。

### 4. 一般会計歳出の状況

歳出面では、性質別で見ると義務的経費については、会計年度任用職員に係る勤労手当の支給及び給与改定等に伴う人件費の増加、また障害者自立支援給付費等の扶助費、借入金の返済である公債費の増加により、対前年度比 $+4.8\%$ 、2億6,700万円増の58億6,000万円となりました。

投資的経費では、普通建設事業費において、富田地区津波避難タワー建設事業や北っ子学童クラブ建設事業、林道整備事業等の実施に伴い、対前年度比 $+72.2\%$ 、5億4,600万円増の13億100万円となっています。

その他の経費として、物件費では、小中学校における電子黒板の配置完了や観光誘客等事業を令和5年度の補正予算で措置したこと等により、対前年度比 $\Delta 4.2\%$ 、9,700万円減の22億3,800万円、積立金では、ふるさと白浜応援基金や庁舎等整備基金への積立金を計上したことなどから、対前年度比 $+39.8\%$ 、9,400万円増の3億2,900万円、繰出金では、後期高齢者医療特別会計等への繰出金が増加した一方、下水道事業特別会計等への繰出金が減少したことから、対前年度比 $\Delta 3.5\%$ 、5,400万円減の14億9,700万円となり、その他経費全体としては、対前年度比 $\Delta 1.4\%$ 、7,400万円減の53億3,800万円となりました。

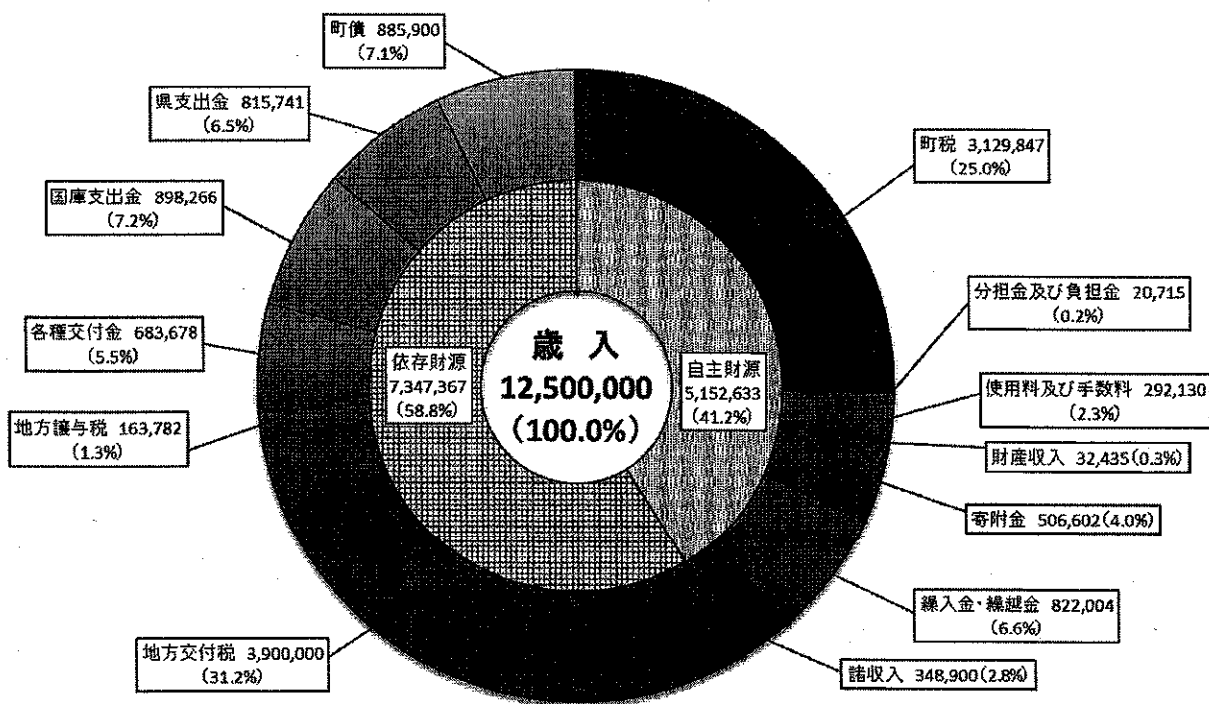
歳出全体の構成割合は、義務的経費が $46.9\%$ (対前年度構成比 $\Delta 0.7\%$ )、投資的経費が $10.4\%$ (対前年度構成比 $+4.0\%$ )、その他経費が $42.7\%$ (対前年度構成比 $\Delta 3.3\%$ )となり、前年度に比べ、投資的経費の占める割合が増加し、義務的経費及びその他経費の占める割合が減少しました。

5. 一般会計 歳入款別内訳表

(単位：千円)

区分	款	令和6年度		令和5年度		比較	
		予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)	増減額 (A-B)	伸率 (%)
自主財源	町 税	3,129,847	25.0	3,138,542	26.7	△ 8,695	△ 0.3
	分担金・負担金	20,715	0.2	34,820	0.3	△ 14,105	△ 40.5
	使用料・手数料	292,130	2.3	288,516	2.4	3,614	1.3
	財産収入	32,435	0.3	23,798	0.2	8,637	36.3
	寄附金	506,602	4.0	406,602	3.5	100,000	24.6
	繰入金	822,003	6.6	752,045	6.4	69,958	9.3
	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	諸収入	348,900	2.8	357,821	3.0	△ 8,921	△ 2.5
	小 計	5,152,633	41.2	5,002,145	42.5	150,488	3.0
依存財源	地方譲与税	163,782	1.3	151,192	1.3	12,590	8.3
	利子割交付金	848	0.0	943	0.0	△ 95	△ 10.1
	配当割交付金	17,064	0.2	20,132	0.2	△ 3,068	△ 15.2
	株式等譲渡所得割交付金	22,982	0.2	12,792	0.1	10,190	79.7
	法人事業税交付金	36,407	0.3	37,554	0.3	△ 1,147	△ 3.1
	地方消費税交付金	491,328	3.9	524,856	4.5	△ 33,528	△ 6.4
	ゴルフ場利用税交付金	6,837	0.1	7,335	0.0	△ 498	△ 6.8
	環境性能割交付金	14,612	0.1	11,189	0.1	3,423	30.6
	地方特例交付金	91,900	0.7	13,000	0.1	78,900	606.9
	地方交付税	3,900,000	31.2	3,820,000	32.5	80,000	2.1
	交通安全対策特別交付金	1,700	0.0	1,700	0.0	0	0.0
	国庫支出金	898,266	7.2	822,108	7.0	76,158	9.3
	県支出金	815,741	6.5	830,254	7.1	△ 14,513	△ 1.7
	町 債	885,900	7.1	505,800	4.3	380,100	75.1
小 計	7,347,367	58.8	6,758,855	57.5	588,512	8.7	
歳入合計	12,500,000	100.0	11,761,000	100.0	739,000	6.3	

令和6年度一般会計歳入予算構成比 (単位：千円)



**町税 3,129,847千円【対前年度比△8,695千円(△0.3%)】**

収入実績等から法人町民税、また観光客数等の回復を見込んだことから入湯税を増額した一方、個人住民税は定額減税に伴う減収を見込んだため、町税全体としては、対前年度比△0.3%、8,695千円の減少となっています。

- 町民税(個人) △44,254千円(R6:721,177千円 ← R5:765,431千円)
- 町民税(法人) +11,271千円(R6:175,641千円 ← R5:164,370千円)
- 入湯税 +8,768千円(R6:175,459千円 ← R5:166,691千円)

**使用料・手数料 292,130千円【対前年度比+3,614千円(+1.3%)】**

利用者等の増による南湯崎公園使用料や学童保育使用料等の増収を見込んだことなどから、使用料・手数料全体としては、対前年度比+1.3%、3,614千円の増加となっています。

- 南湯崎公園使用料 +1,300千円(R6:2,500千円 ← R5:1,200千円)
- 学童保育使用料 +2,000千円(R6:17,472千円 ← R5:15,472千円)

**寄附金 506,602千円【対前年度比+100,000千円(+24.6%)】**

ふるさと白浜応援寄附金の実績等を踏まえ増収を見込んだことから、寄附金全体としては、対前年度比+24.6%、100,000千円の増加となっています。

- ふるさと白浜応援寄附金 +100,000千円(R6:500,000千円 ← R5:400,000千円)

**諸収入 348,900千円【対前年度比△8,921千円(△2.5%)】**

県消防デジタル無線共通波設備整備等に伴いすさみ消防業務受託事業収入が増加した一方、日置川斎場運営受託事業収入や職員派遣に係る給与等交付金の減少を見込んだことから、諸収入全体としては、対前年度比△2.5%、8,921千円の減少となっています。

- すさみ消防業務受託事業収入 +8,230千円(R6:177,908千円 ← R5:169,678千円)
- 日置川斎場運営受託事業収入 △3,478千円(R6:7,152千円 ← R5:10,630千円)
- 派遣職員給与等交付金 △15,784千円(R6:0千円 ← R5:15,784千円)

**地方譲与税 163,782千円【対前年度比+12,590千円(+8.3%)】**

国が示す地方財政対策における地方譲与税総額及び交付実績等を踏まえ、地方譲与税全体としては、対前年度比+8.3%、12,590千円の増額となっています。

- 航空機燃料譲与税 △3,000千円(R6:10,000千円 ← R5:13,000千円)
- 森林環境譲与税 +9,590千円(R6:51,782千円 ← R5:42,192千円)

**各種交付金 683,678千円【対前年度比+54,177千円(+8.6%)】**

国が示す地方財政対策や交付実績等を踏まえ、地方消費税交付金等の減少を見込む一方、定額減税の減収を補填する交付金が創設される特例交付金の増額を見込んだことなどから、各種交付金全体としては、対前年度比+8.6%、54,177千円の増額となっています。

- 配当割交付金 △3,068千円(R6:17,064千円 ← R5:20,132千円)
- 地方消費税交付金 △33,528千円(R6:491,328千円 ← R5:524,856千円)
- 地方特例交付金 +78,900千円(R6:91,900千円 ← R5:13,000千円)

**地方交付税 3,900,000千円【対前年度比+80,000千円(+2.1%)】**

国が示す地方財政対策における地方交付税総額及び交付実績等を踏まえ、地方交付税全体としては、対前年度比+2.1%、80,000千円の増加となっています。

- 地方交付税(普通交付税) +50,000千円(R6:3,450,000千円 ← R5:3,400,000千円)

**国庫支出金 898,266千円【対前年度比+76,158千円(+9.3%)】**

北っ子学童クラブ建設事業や障害者自立支援給付事業費の増加、児童手当制度の改正等に伴い、国庫支出金全体としては、対前年度比+9.3%、76,158千円の増加となっています。

- 子ども・子育て支援整備交付金 +10,432千円(R6:10,432千円 ← R5:0千円)
- 障害者自立支援給付費負担金 +29,500千円(R6:364,500千円 ← R5:335,000千円)
- 児童手当交付金 +27,787千円(R6:195,818千円 ← R5:168,031千円)

**県支出金 815,741千円【対前年度比△14,513千円(△1.7%)】**

北っ子学童クラブ建設事業等に係る補助金が増加した一方、県議会議員選挙費委託金や国民健康保険基盤安定制度負担金等が減少したことから、県支出金全体としては、対前年度比△1.7%、14,513千円の減少となっています。

- 子ども・子育て支援整備補助金 +10,432千円(R6:10,432千円 ← R5:0千円)
- 県議会議員選挙費委託金 △15,000千円(R6:0千円 ← R5:15,000千円)
- 国民健康保険基盤安定制度負担金 △5,686千円(R6:90,113千円 ← R5:95,799千円)

**町債 885,900千円【対前年度比+380,100千円(+75.1%)】**

国が示す地方財政対策から臨時財政対策債を減額した一方、津波避難施設整備事業(富田地区)や北っ子学童クラブ建設事業等に係る地方債が増加したことから、町債全体としては、対前年度比+75.1%、380,100千円の増加となっています。

- 防災対策事業債 +168,200千円(R6:212,400千円 ← R5:44,200千円)
- 社会福祉施設整備事業債 +61,400千円(R6:78,500千円 ← R5:17,100千円)
- 臨時財政対策債 △33,000千円(R6:20,000千円 ← R5:53,000千円)

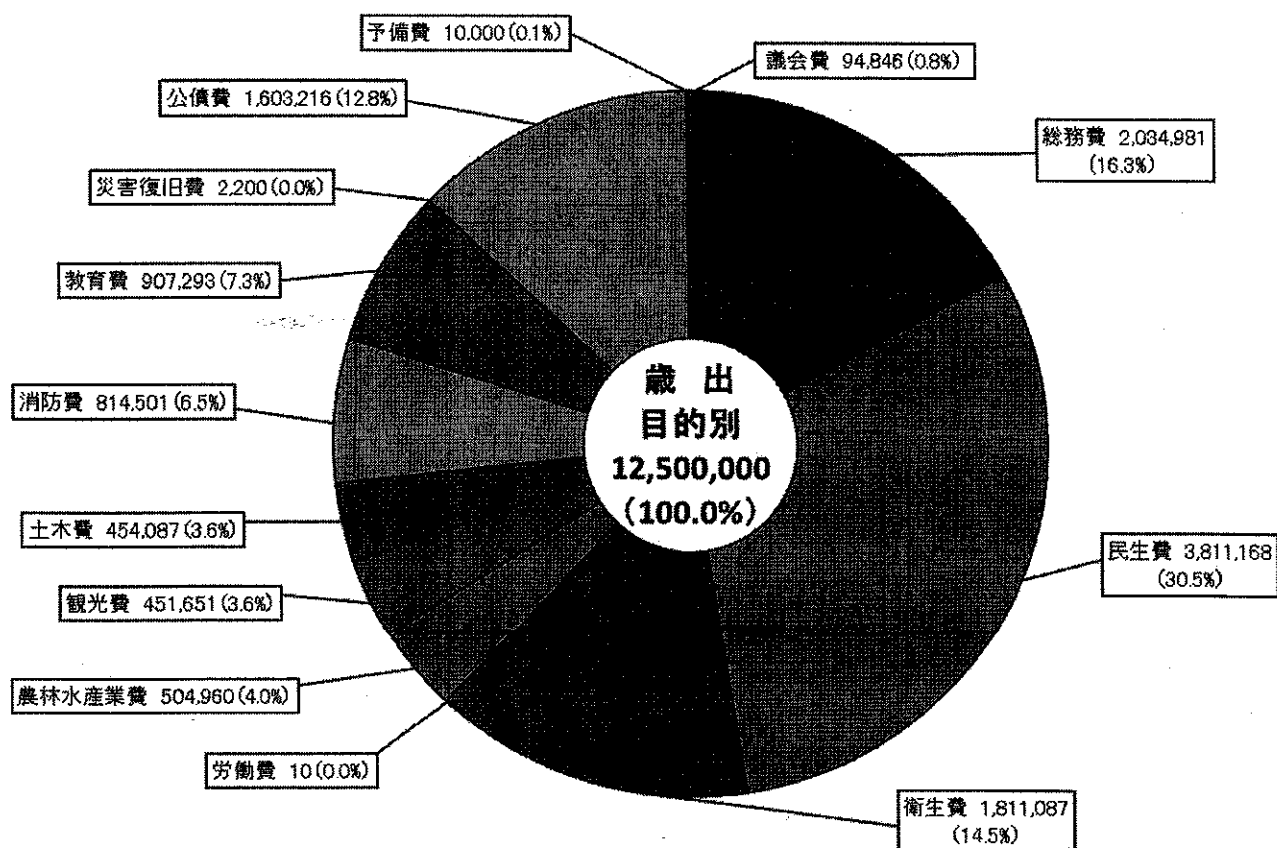
6. 一般会計 歳出款別(目的別)内訳表

(単位：千円)

款	令和6年度		令和5年度		比較	
	予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)	増減額 (A-B)	伸率 (%)
議 会 費	94,846	0.8	92,373	0.8	2,473	2.7
総 務 費	2,034,981	16.3	1,716,073	14.6	318,908	18.6
民 生 費	3,811,168	30.5	3,619,069	30.8	192,099	5.3
衛 生 費	1,811,087	14.5	1,657,630	14.1	153,457	9.3
労 働 費	10	0.0	2,010	0.0	△ 2,000	△ 99.5
農 林 水 産 業 費	504,960	4.0	494,793	4.2	10,167	2.1
観 光 費	451,651	3.6	491,382	4.2	△ 39,731	△ 8.1
土 木 費	454,087	3.6	487,754	4.1	△ 33,667	△ 6.9
消 防 費	814,501	6.5	775,385	6.6	39,116	5.0
教 育 費	907,293	7.3	855,896	7.3	51,397	6.0
災 害 復 旧 費	2,200	0.0	2,200	0.0	0	0.0
公 債 費	1,603,216	12.8	1,546,435	13.1	56,781	3.7
予 備 費	10,000	0.1	20,000	0.2	△ 10,000	△ 50.0
歳 出 合 計	12,500,000	100.0	11,761,000	100.0	739,000	6.3

令和6年度一般会計歳出予算(目的別)構成比

(単位：千円)



**議会費 94,846千円【対前年度比+2,473千円(+2.7%)】**

期末手当支給率の改正等により、議会費全体としては、対前年度比+2.7%、2,473千円の増加となっています。

●議員期末手当 +2,351千円(R6:10,659千円 ← R5:8,308千円)

**総務費 2,034,981千円【対前年度比+318,908千円(+18.6%)】**

津波避難施設整備事業や町長選挙実施に係る経費、ふるさと白浜応援寄附金の増加による基金積立金等の増により、総務費全体としては、対前年度比+18.6%、318,908千円の増加となっています。

●津波避難施設整備事業(富田地区) +189,294千円(R6:213,000千円 ← R5:23,706千円)

●町長選挙費 +19,500千円(R6:19,500千円 ← R5:0千円)

●ふるさと白浜応援基金積立金 +72,341千円(R6:236,783千円 ← R5:164,442千円)

**民生費 3,811,168千円【対前年度比+192,099千円(+5.3%)】**

高校生等医療費無償化事業及び旧湯崎保育園解体撤去事業、夢の里施設改修事業、障害者自立支援給付事業費等が増加したことから、民生費全体としては、対前年度比+5.3%、192,099千円の増加となっています。

●高校生等医療費無償化事業 +6,100千円(R6:60,000千円 ← R5:53,900千円)

●旧湯崎保育園解体撤去事業 +49,886千円(R6:53,486千円 ← R5:3,600千円)

●夢の里施設改修事業 +26,800千円(R6:39,600千円 ← R5:13,000千円)

●障害者自立支援給付事業 +59,000千円(R6:730,000千円 ← R5:671,000千円)

**衛生費 1,811,087千円【対前年度比+153,457千円(+9.3%)】**

塵芥収集車購入費が減少した一方、清掃センター施設補修等事業や富田川衛生施設組合負担金が増加したことなどから、衛生費全体としては、対前年度比+9.3%、153,457千円の増加となっています。

●清掃センター施設補修等事業 +167,780千円(R6:300,000千円 ← R5:132,220千円)

●富田川衛生施設組合負担金 +31,196千円(R6:157,516千円 ← R5:126,320千円)

●塵芥収集車購入費 △11,100千円(R6:0千円 ← R5:11,100千円)

**農林水産業費 504,960千円【前年度比+10,167千円(+2.1%)】**

森林環境整備事業や林道補修等事業、林道橋点検診断事業等に係る経費を計上したため、農林水産業費全体としては、対前年度比+2.1%、10,167千円の増加となっています。

●林道補修等事業(将軍川線・城線・熊野川線) +16,491千円(R6:67,064千円 ← R5:50,573千円)

●林道橋点検診断事業 +29,001千円(R6:29,001千円 ← R5:0千円)

●森林環境整備事業 +21,277千円(R6:42,686千円 ← R5:21,409千円)

**観光費 451,651千円【対前年度比△39,731千円(△8.1%)】**

公衆トイレ整備事業等が増加した一方、宿泊割引クーポン事業や茜・千畳茶屋等排水設備改修事業等が減少したことから、観光費全体としては、対前年度比△8.1%、39,731千円の減少となっています。

●公衆トイレ整備事業(市鹿野地区) +24,600千円(R6:25,800千円 ← R5:1,200千円)

●宿泊割引クーポン事業 △30,000千円(R6:0千円 ← R5:30,000千円)

●茜・千畳茶屋等排水設備改修事業 △21,590千円(R6:0千円 ← R5:21,590千円)

**土木費 454,087千円【対前年度比△33,667千円(△6.9%)】**

町営住宅改修事業等が増加した一方、河川補修工事費や下水道事業特別会計繰出金等が減少したことから、土木費全体としては、対前年度比△6.9%、33,667千円の減少となっています。

●町営住宅改修事業(安宅第一団地) +30,884千円(R6:31,409千円 ← R5:525千円)

●下水道事業特別会計繰出金 △37,088千円(R6:147,807千円 ← R5:184,895千円)

●河川補修工事費 △6,700千円(R6:7,000千円 ← R5:13,700千円)

**消防費 814,501千円【対前年度比+39,116千円(+5.0%)】**

水槽付消防ポンプ自動車購入費等が減少した一方、高規格救急車購入費や県消防デジタル無線共通波設備整備事業に係る負担金等が増加したことから、対前年度比+5.0%、39,116千円の増加となっています。

●水槽付消防ポンプ自動車購入費 △59,000千円(R6:0千円 ← R5:59,000千円)

●高規格救急車購入費 +41,000千円(R6:41,000千円 ← R5:0千円)

●県消防デジタル無線共通波設備整備事業負担金 +28,468千円(R6:28,468千円 ← R5:0千円)

**教育費 907,293千円【対前年度比+51,397千円(+6.0%)】**

町立体育館照明設備改修事業や小中学校電子黒板購入費等が減少した一方、北っ子学童クラブ建設事業等の増加により、教育費全体としては、対前年度比+6.0%、51,397千円の増加となっています。

●町立体育館照明設備改修事業 △12,800千円(R6:0千円 ← R5:12,800千円)

●小中学校電子黒板購入費 △5,650千円(R6:0千円 ← R5:5,650千円)

●北っ子学童クラブ建設事業 +62,153千円(R6:64,553千円 ← R5:2,400千円)

**災害復旧費 2,200千円【対前年度比±0千円(±0%)】**

災害復旧費は、前年度と同額となっています。

●農林水産業用施設災害復旧工事費(現年単独災害) ±0千円(R6:1,200千円 ← R5:1,200千円)

●道路災害復旧工事費(現年単独災害) ±0千円(R6:1,000千円 ← R5:1,000千円)

**公債費 1,603,216千円【対前年度比+56,781千円(+3.7%)】**

合併特別債等を活用した事業に係る元利償還金が減少した一方、緊急防災・減災事業債等を活用した事業に係る元利償還金が増加したことにより、公債費全体としては、対前年度比+3.7%、56,781千円の増額となっています。

●長期償還元金 +60,967千円(R6:1,520,906千円 ← R5:1,459,939千円)

●長期償還利子 △4,186千円(R6:80,310千円 ← R5:84,496千円)

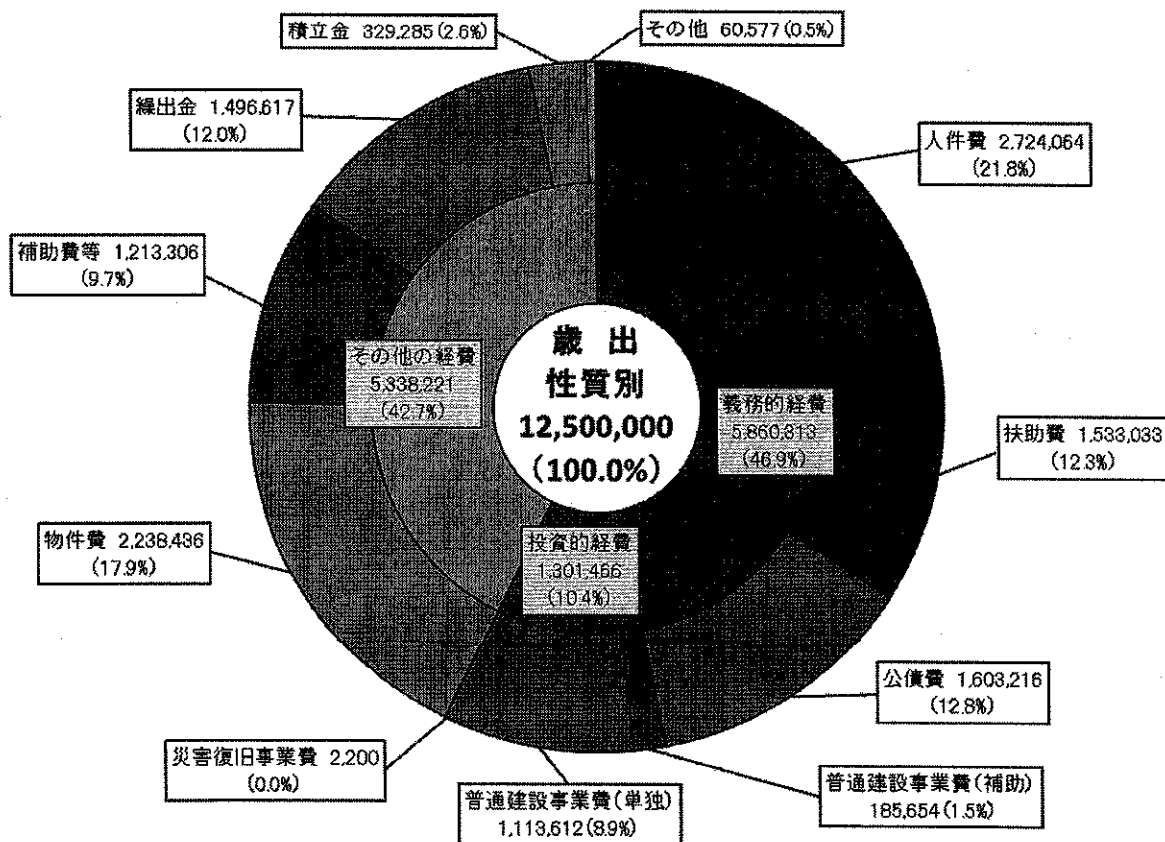


7. 一般会計 歳出性質別内訳表

(単位：千円)

区分	款	令和6年度		令和5年度		比較	
		予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)	増減額 (A-B)	伸率 (%)
義務的経費	人件費	2,724,064	21.8	2,596,396	22.1	127,668	4.9
	扶助費	1,533,033	12.3	1,450,656	12.3	82,377	5.7
	公債費	1,603,216	12.8	1,546,435	13.2	56,781	3.7
	小計	5,860,313	46.9	5,593,487	47.6	266,826	4.8
投資的経費	普通建設事業費	1,299,266	10.4	753,543	6.4	545,723	72.4
	補助事業費	185,654	1.5	111,261	0.9	74,393	66.9
	単独事業費	1,113,612	8.9	642,282	5.5	471,330	73.4
	災害復旧費	2,200	0.0	2,200	0.0	0	0.0
	補助事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	単独事業費	2,200	0.0	2,200	0.0	0	0.0
	小計	1,301,466	10.4	755,743	6.4	545,723	72.2
その他	物件費	2,238,436	17.9	2,335,362	19.9	△ 96,926	△ 4.2
	維持補修費	44,377	0.4	46,231	0.4	△ 1,854	△ 4.0
	補助費等	1,213,306	9.7	1,216,094	10.3	△ 2,788	△ 0.2
	繰出金	1,496,617	12.0	1,550,339	13.2	△ 53,722	△ 3.5
	積立金	329,285	2.6	235,544	2.0	93,741	39.8
	投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸付金	6,200	0.0	8,200	0.0	△ 2,000	△ 24.4
	予備費	10,000	0.1	20,000	0.2	△ 10,000	△ 50.0
	小計	5,338,221	42.7	5,411,770	46.0	△ 73,549	△ 1.4
歳出合計	12,500,000	100.0	11,761,000	100.0	739,000	6.3	

令和6年度一般会計歳出予算(性質別)構成比 (単位：千円)



**人件費 2,724,064千円【対前年度比+127,668千円(+4.9%)】**

会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給や給与改定等に伴い、人件費全体としては、対前年度比+4.9%、127,668千円の増加となっています。

- 給料(一般職) +17,600千円(R6:1,026,873千円 ← R5:1,009,273千円)
- 職員手当(一般職) +20,010千円(R6:682,264千円 ← R5:662,254千円)
- 勤勉手当(会計年度任用職) +47,711千円(R6:47,711千円 ← R5:0千円)

**扶助費 1,533,033千円【対前年度比+82,377千円(+5.7%)】**

利用実績等から障害者自立支援給付費や児童手当制度の改正による児童手当の増加を見込んだため、扶助費全体としては、対前年度比+5.7%、82,377千円の増加となっています。

- 障害者自立支援給付費等事業 +59,000千円(R6:729,000千円 ← R5:670,000千円)
- 児童手当 +19,615千円(R6:263,155千円 ← R5:243,540千円)

**公債費 1,603,216千円【対前年度比+56,781千円(+3.7%)】**

合併特例債等を活用した事業に係る元利償還金が減少した一方、緊急防災・減災事業債等を活用した事業に係る元利償還金が増加したことにより、公債費全体としては、対前年度比+3.7%、56,781千円の増額となっています。

- 長期償還元金 +60,967千円(R6:1,520,906千円 ← R5:1,459,939千円)
- 長期償還利子 △4,186千円(R6:80,310千円 ← R5:84,496千円)

**普通建設事業費 1,299,266千円【対前年度比+545,723千円(+72.4%)】**

ケーブルテレビ設備更新事業や大井堰改修等事業などが減少した一方、津波避難施設整備事業や北っ子学童クラブ建設事業、夢の里施設改修事業等が増加したため、普通建設事業費全体としては、対前年度比+72.4%、545,723千円の増加となっています。

- ケーブルテレビ設備更新事業 △44,358千円(R6:0千円 ← R5:44,358千円)
- 津波避難施設整備事業(富田地区) +188,694千円(R6:212,400千円 ← R5:23,706千円)
- 夢の里施設改修事業 +26,600千円(R6:39,600千円 ← R5:13,000千円)
- 町営住宅改修事業(安宅第一団地) +30,884千円(R6:31,409千円 ← R5:525千円)
- 大井堰改修等事業 △17,001千円(R6:0千円 ← R5:17,001千円)
- 北っ子学童クラブ建設事業 +61,417千円(R6:63,817千円 ← R5:2,400千円)

**物件費 2,238,436千円【対前年度比△96,926千円(△4.2%)】**

旧湯崎保育園解体撤去事業や林道橋点検診断事業等が増加した一方、固定資産税評価更新事業や宿泊割引クーポン事業、小中学校電子黒板購入費、小学校教科書改訂に係る備品購入費等が減少したことから、対前年度比△4.2%、96,926千円の減少となっています。

- 固定資産税評価更新事業 △9,449千円(R6:0千円 ← R5:9,449千円)
- 旧湯崎保育園解体撤去事業 +49,886千円(R6:53,486千円 ← R5:3,600千円)
- 林道橋点検診断事業 +29,001千円(R6:29,001千円 ← R5:0千円)
- 宿泊割引クーポン事業 △30,000千円(R6:0千円 ← R5:30,000千円)
- 小学校教科書改訂備品費 △14,000千円(R6:0千円 ← R5:14,000千円)
- 小中学校電子黒板購入費 △5,650千円(R6:0千円 ← R5:5,650千円)

**補助費等 1,213,306千円【対前年度比△2,788千円(△0.2%)】**

バス利便性向上促進事業費補助金等が増加した一方、新規就農者育成総合対策事業補助金や観光振興等特別宣伝補助金等が減少となったため、補助費等全体としては、対前年度比△0.2%、2,788千円の減少となっています。

- バス利便性向上促進事業費補助金 +5,684千円(R6:5,684千円 ← R5:0千円)
- 新規就農者育成総合対策事業補助金(経営発展支援事業) △7,500千円(R6:11,250千円 ← R5:18,750千円)
- 観光振興等特別宣伝補助金 △7,000千円(R6:10,000千円 ← R5:17,000千円)

**繰出金 1,496,617千円【対前年度比△53,722千円(△3.5%)】**

国民健康保険事業特別会計や下水道事業特別会計等への繰出金が増加したことにより、繰出金全体としては、対前年度比△3.5%、53,722千円の減少となっています。

- 国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金 △14,181千円(R6:255,130千円 ← R5:269,311千円)
- 下水道事業特別会計繰出金 △37,088千円(R6:147,807千円 ← R5:184,895千円)

**積立金 329,285千円【対前年度比+93,741千円(+39.8%)】**

ふるさと白浜応援基金積立金や庁舎等整備基金積立金が増加したことなどから、積立金全体としては、対前年度比+39.8%、93,741千円の増加となっています。

- ふるさと白浜応援基金積立金 +72,341千円(R6:236,783千円 ← R5:164,442千円)
- 庁舎等整備基金積立金 +50,000千円(R6:50,000千円 ← R5:0千円)

(参考) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 用途等

(単位:千円)

歳入	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	261,965
歳出	社会保障経費及びその他社会保障施策に要する経費	3,327,806

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	949,576	688,963		15,000	37,001	208,612
	高齢者福祉事業	144,946	586	6,000	10,688	19,233	108,439
	児童福祉事業	829,647	409,192	4,600	60,133	53,589	302,133
	母子福祉事業	35,117	22,776			1,859	10,482
	社会福祉事業	160,265	35,688	45,100	1,390	11,764	66,323
	小計	2,119,551	1,157,205	55,700	87,211	123,446	695,989
社会保険	介護保険事業	466,857	32,496			65,435	368,926
	国民健康保険事業	245,739	116,407	18,200		16,742	94,390
	小計	712,596	148,903	18,200		82,177	463,316
保健衛生	高齢者医療事業	421,268	88,509			50,129	282,630
	疾病予防対策事業	74,391	1,343		31,804	6,213	35,031
	小計	495,659	89,852		31,804	56,342	317,661
	合計	3,327,806	1,395,960	73,900	119,015	261,965	1,476,966

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

(参考) 都市計画税用途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
都市計画事業	198,921
街路	
公園	
下水道	198,921
その他	
地方債償還額	128,042
合計	326,963

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	15,858
地方債	15,100
その他	133,845
都市計画税	131,598
一般財源等	30,562

※都市計画税は、各対象事業費に係る一般財源の比率等に応じて按分し、充当しています。

(参考) 入湯税用途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
環境衛生施設の整備	90,000
鉱泉源の保護管理施設	3,556
消防施設等の整備	2,350
観光施設の整備	28,596
観光振興	168,301
合計	292,803

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	0
地方債	19,500
その他	31,000
入湯税	175,459
一般財源等	66,844

※入湯税は、各対象事業費に係る一般財源の比率等に応じて按分し、充当しています。

(参考) 航空機燃料譲与税用途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
航空機による騒音等により生ずる障害の防止	
市町村又は都道府県が設置し、又は管理する空港の整備及び維持管理	
空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備	7,662
空港又は航空機の災害に備えるため、空港又はその周辺に設置される消防施設の整備	48,672
合計	56,334

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	
地方債	32,000
その他	
航空機燃料譲与税	10,000
一般財源等	14,334

※航空機燃料譲与税は、各対象事業費に係る一般財源の比率等に応じて按分し、充当しています。

(参考) 交通安全対策特別交付金用途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
交通安全施設整備事業	4,300
合計	4,300

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	
地方債	
その他	
交通安全対策特別交付金	1,700
一般財源等	2,600

※四捨五入により、各表において合計等が一致しない場合があります。

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
総務費									
	白浜町職員防災服 購入事業 【総務課】	災害時における職員の業務執行の安全性、能率性及び視認性を向上することにより、住民によりわかりやすく各種対応を行うことができるよう全職員に防災服の貸与を行う。 【主な内容】被服費 1,632千円	1,632					1,632	55
	声の広報事業 【総務課】	FMピーチステーションで音声データを作成し、希望者へ配布する。 【主な内容】コミュニティ放送委託料(声の広報委託料) 1,000千円 【特定財源】広報掲載委託料	1,000				228	772	57
	日置川コミュニ ティバス運行事業 【日置川事務所】	既存路線バスの廃止に伴い、日置川上流域を中心とした公共交通空白地を解消するため、コミュニティバスを運行する。 【主な内容】コミュニティバス運行委託料 9,379千円 ※対象地域 日置川地域 【特定財源】地域内フィーダー系統確保維持費返還金	9,914				2,300	7,614	61 62
	地域おこし協力隊 推進事業 【日置川事務所】	地域力の維持・強化に継続して取り組むため、地域おこし協力隊員(4人)を雇用し、地域活動に従事してもらいながら定着・定住を図る。 【主な内容】会計年度任用職報酬 7,802千円 期末・勤勉手当(会計年度任用職) 2,418千円 自動車借上料 1,308千円 借家料 2,160千円	18,128					18,128	61 62 63
	集落支援員推進事 業 【日置川事務所】	日置川地域において、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を集落支援員(1人)として雇用し、集落の自主活動の支援、推進を行う。 【主な内容】会計年度任用職報酬 1,959千円 期末・勤勉手当(会計年度任用職) 735千円 自動車借上料 344千円	4,450					4,450	61 62 63
	広域連携コミュニ ティ事業 【総務課】	岸和田市及び(株)アワーズと締結している包括連携3者協定に基づく事業として、環境教育に主眼を置き交流を進める。 【主な内容】竹漁礁制作記録委託料 585千円 【特定財源】広域連携コミュニティ事業負担金	1,200				1,000	200	61 62 63

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	ふるさと白浜応援 寄附金事業 【総務課】	ふるさと白浜応援寄附金(ふるさと納税)の寄附者に対して、町の特産品を贈呈することにより、町の魅力を発信するとともに、自主財源の確保を図る。 【主な内容】ふるさと白浜応援寄附金受付等業務委託料 231,350千円 ふるさと白浜応援基金積立金 236,783千円 【特定財源】ふるさと白浜応援寄附金	500,000				500,000	0	61 62 63 64
	移住支援事業 【総務課】	町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足解消のため、東京圏からの移住者に対し移住支援金を交付する。 【主な内容】移住者支援補助金 1,000千円 【特定財源】移住支援補助金(県3/4)	1,000		750			250	64
	ブロードバンド設 備更新事業 【総務課】	推定寿命を超えて使用している電力装置の更改を行う。 【主な内容】電力設備等更改委託料 44,000千円 【特定財源】過疎対策事業債 辺地対策事業債	44,000			43,900		100	66
	高齢者運転免許証 自主返納支援補助 金 【地域防災課】	免許返納者に対し公共交通機関の利用助成等を行うことで、免許返納率の向上並びに交通事故の減少を図る。 【主な内容】高齢者運転免許証自主返納支援補助金 700千円	700					700	72
	分散備蓄に係る備 蓄資機材整備事業 【地域防災課】	分散備蓄計画に基づき、備蓄資機材を整備する。 【主な内容】食糧費 2,800千円 ※飲料水、アルファーマイ等	2,800					2,800	73
	津波避難タワー整 備事業 【地域防災課】	南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域である富田地区において、避難困難地域の解消を図るため、津波避難タワーの整備を行う。 【主な内容】施工監理委託料 3,400千円 津波避難タワー整備工事費 209,000千円 消耗品費 600千円 【特定財源】緊急防災・減災事業債	213,000			212,400		600	73 74 75
	家具転倒防止固定 器具取付事業 【地域防災課】	地震災害時における家具の転倒による被害を防止するため、高齢者等の要配慮者世帯に対し、家具固定器具の取付けを行う。 【主な内容】家具転倒防止固定器具取付委託料 330千円 ※3台/世帯上限 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	330		165			165	74

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	地震解錠装置設置事業 【地域防災課】	地震の揺れを感知した際に自動で解錠される「防災ボックス(鍵ボックス)」を避難所に整備することにより、地震発生時における迅速な町指定避難所の開設を図る。 【主な内容】地震解錠装置設置工事費 814千円(2箇所) 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	814		407			407	75
	防災備蓄資機材整備事業 【地域防災課】	大規模災害発生に備え避難所における備蓄資機材の充実を図るため、プライベートテント、折りたたみ簡易ベット等の防災備蓄資機材を整備する。 【主な内容】防災備蓄資機材購入費 3,000千円 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	3,000		1,500			1,500	75
	防災対策事業費補助金 【地域防災課】	自主防災組織等が行う防災活動に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】防災対策事業費補助金 8,000千円 【補助率】9/10、7/10、1/2 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2) ふるさと白浜応援基金繰入金	8,000		1,000		2,000	5,000	75
	ブロック塀撤去費等補助金 【地域防災課】	地震等における道路に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的とし、撤去及び設置費用の一部を補助する。 【主な内容】ブロック塀撤去費等補助金 2,000千円 【補助率】撤去9/10以内 ※120千円上限 改善1/2以内 ※100千円上限 【特定財源】社会資本整備総合交付金(国1/2) わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/4)	2,000	1,000	500			500	75
	感震ブレーカー等設置補助金 【地域防災課】	強い地震の発生時に自動的に電気の供給を遮断し、停電後の電力復旧時などに発生する可能性が高い電気火災の対策として、感震ブレーカー等の設置費用の一部を補助する。 【主な内容】感震ブレーカー等設置補助金 300千円 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	300		150			150	75
	相続財産管理人等選任申立事業 【税務課】	相続人不存在等の税金滞納案件について、裁判所への財産管理人等選任申立てを行うことにより、滞納税金の回収強化等を図る。 【主な内容】相続財産管理人等選任申立手数料 1,100千円	1,100					1,100	80
	不動産鑑定事業 【税務課】	時点修正(R6.7.1時点)に係る標準宅地の鑑定及び不動産公売に係る鑑定を行う。 【主な内容】不動産鑑定委託料 2,500千円	2,500					2,500	80

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
民生費	安心生活創造推進事業 【民生課】	地域における制度の狭間の福祉課題についての実態把握を行うとともに、支援体制を構築する。 【主な内容】安心生活創造推進事業委託料 1,680千円 【特定財源】生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金(国1/2)	4,577	2,288				2,289	91 92 93
	自殺対策事業(1/2補助事業分) 【民生課】	地域の自殺対策の推進を図る。 【主な内容】自殺対策相談支援委託料 396千円 【特定財源】地域自殺対策強化事業補助金(県1/2)	707		353			354	92 93
	自殺対策事業(10/10補助事業分) 【民生課】	自殺ハイリスク地等における効果的な自殺対策の推進を図る。 【主な内容】三段壁自殺防止整備委託料 2,376千円 自殺防止・自立支援対策補助金 556千円 【特定財源】地域自殺対策強化事業補助金(県10/10)	6,020		6,020			0	92 93 94
	身体障害児(者)医療扶助事業 【住民保健課】	重度心身障害児(者)の保険診療に係る医療費自己負担分への助成を行う。 【主な内容】身体障害児(者)医療扶助費 47,000千円 身体障害児(者)医療食事療養扶助費 4,000千円 【特定財源】重度心身障害児(者)医療費補助金(県1/2) 重度心身障害児(者)医療審査支払手数料補助金(県1/2) 重度心身障害児(者)医療事務費補助金(県1/2)	51,837		23,862			27,975	92 93 96
	障害者相談支援事業 【民生課】	障害者総合支援法に定める相談支援事業として、専門職員による障害を抱えた人に対する相談支援を行う。 【主な内容】障害者相談支援事業委託料 9,937千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	9,937				7,000	2,937	93
	地域活動支援センター事業(基礎的・強化事業) 【民生課】	地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを開設し、障害者等の地域活動支援の促進を図る。 【主な内容】地域活動支援センター基礎的事業委託料 3,750千円 地域活動支援センター機能強化事業委託料 2,860千円 【特定財源】地域生活支援事業費補助金(国1/2) 地域生活支援事業費補助金(県1/4) ふるさと白浜応援基金繰入金	6,610	1,430	715		3,000	1,465	93

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	基幹相談支援センター等機能強化事業 【民生課】	専門的職員による相談支援事業に加え、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。 【主な内容】 基幹相談支援センター等機能強化事業委託料 3,306千円 【特定財源】 地域生活支援事業費補助金(国1/2) 地域生活支援事業費補助金(県1/4)	3,306	1,653	826			827	93
	ひきこもりサポート事業 【民生課】	ひきこもり状態にある人に対する社会参加のためのサポート事業を行う。 【主な内容】 ひきこもり支援ステーション事業委託料 1,351千円 【特定財源】 生活困窮者自立相談支援事業補助金(国1/2)	1,351	675				676	93
	自発的活動支援事業 【民生課】	障害者及び家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援する。 【主な内容】 自発的活動支援事業委託料 1,400千円 【特定財源】 地域生活支援事業費補助金(国1/2) 地域生活支援事業費補助金(県1/4)	1,400	700	350			350	93
	高齢者タクシー券助成事業 【民生課】	高齢者がタクシーを利用する場合にその運賃の一部を助成することにより、高齢者の社会活動の範囲を広げ、外出支援の促進を図る。 【主な内容】 高齢者タクシー券助成業務委託料 4,032千円 【特定財源】 高齢者タクシー助成券売払収入 ふるさと白浜応援基金繰入金	4,365				3,400	965	97
	夢の里施設改修事業 【民生課】	夢の里施設の老朽化に伴い、空調・浴室等の設備に不具合が生じているため、施設改修工事を実施する。 【主な内容】 夢の里施設改修工事費 31,000千円 【特定財源】 過疎対策事業債	39,600			39,600		0	99 100
	巡回支援専門員整備事業 【民生課】	保育所等の子どもやその保護者が集まる施設等において、専門員による巡回相談等を行うとともに、保育所等との連携を深め、支援が必要な児童等への早期支援に繋げる体制の整備を図る。 【主な内容】 巡回支援専門員整備事業講師謝礼 192千円 巡回支援専門員整備事業委託料 1,150千円 【特定財源】 地域障害児支援体制強化事業補助金(国1/2) 地域障害児支援体制強化事業補助金(県1/4)	1,342	670	335			337	103 104



令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	子ども・子育て支援事業計画策定事業 【民生課】	第3期子ども子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)を策定する。 【主な内容】 子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 2,800千円 ※債務負担行為 期間：R5-R6 限度額：5,300千円	2,800					2,800	104
	地域子育て支援拠点事業 【民生課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を促進し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を目的として、地域子育て支援拠点事業を実施する。 【主な内容】 地域子育て支援拠点事業委託料 8,639千円 【特定財源】 子ども・子育て支援交付金(国1/3) 子ども・子育て支援補助金(県1/3)	8,639	2,879	2,879			2,881	104
	在宅育児支援事業給付金事業 【民生課】	乳児保育を家庭で行う保護者に対し、在宅育児支援事業給付金を支給する。 【主な内容】 在宅育児支援事業給付金 1,125千円 【特定財源】 在宅育児支援事業給付金業務委託金(県10/10)	1,275		1,275			0	104 105
	子ども医療扶助事業 【住民保健課】	町内に住所を有する児童等の保険診療に係る医療費自己負担分への助成を行う。 【主な内容】 子ども医療扶助費 60,000千円 ※助成対象：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 【特定財源】 乳幼児医療医療費補助金(県1/2) 乳幼児医療審査支払手数料補助金(県1/2) 乳幼児医療事務費補助金(県1/2) ふるさと白浜応援基金繰入金	61,934		10,361		25,000	26,573	105 106
	旧湯崎保育園解体撤去事業 【民生費】	移転に伴い、解体撤去工事を行う。 【主な内容】 施工監理委託料 3,876千円 旧湯崎保育園解体撤去工事費 49,610千円 【特定財源】 公共施設等適正管理推進事業債	53,486			48,100		5,386	108 109
	日置保育園アプローチ等改修事業 【民生課】	日置保育園の正門から保育室までの屋根付き通路の改修工事を行う。 【主な内容】 日置保育園アプローチ等改修工事費 9,000千円 【特定財源】 水力発電施設周辺地域交付金(県) 過疎対策事業債	9,000		4,400	4,600		0	109

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	送迎車両運行管理 事業  【民生課】	椿地域及び市鹿野地域から日置保育園まで通園する園児の送迎を行う。 【主な内容】送迎車両運行管理委託料 7,864千円	7,864					7,864	109
	認可外保育施設利 用料助成事業  【民生課】	保育の必要性があると認定された子どもに係る認可外保育施設等利用料を助成する。 【主な内容】認可外保育施設利用料助成事業費負担金 1,300千円 【特定財源】子育てのための施設等利用給付交付金(国1/2) 子育てのための施設等利用給付負担金(県1/4)	1,300	650	325			325	110
	第二子以降に係る 保育料及び食材料 費助成事業  【民生課】	第二子以降に係る保育料及び食材料費を補助する。 【主な内容】第二子以降に係る保育料及び食材料費助成事業費補助金 1,920千円 【特定財源】第二子以降に係る保育料及び食材料費助成事業費補助金(県1/2)	1,920		960			960	110
	保育体制充実促進 事業補助金  【民生課】	町内私立保育園において、年度当初の0歳児園児数が利用定員に満たない場合に保育施設に対し補助を行う。 【主な内容】保育体制充実促進事業補助金 1,877千円	1,877					1,877	110
	保育補助者雇上強 化事業費補助金  【民生課】	保育士資格を持たない保育士の補助を行う者(保育補助者)を雇い上げる保育施設に補助を行う。 【主な内容】保育補助者雇上強化事業費補助金 4,676千円 【特定財源】保育対策総合支援事業費補助金(国3/4)	4,676	3,507				1,169	110
	ひとり親家庭医療 扶助事業  【住民保健課】	ひとり親家庭等の保険診療に係る医療費自己負担分への助成を行う。 【主な内容】ひとり親家庭医療扶助費 16,000千円 ひとり親家庭医療食事療養扶助費 100千円 【特定財源】ひとり親家庭医療費補助金(県1/2) ひとり親家庭医療費審査支払手数料補助金(県1/2) ひとり親家庭医療事務費補助金(県1/2)	16,599		8,247			8,352	110 111

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
衛生	母子健康包括支援センター事業 【住民保健課】	保健師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期(主に3歳までに重点を置く)にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じるとともに、支援プランの策定や利用できる母子保健事業等の情報提供を行う。 【主な内容】会計年度任用職報酬 3,406千円 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(国2/3、1/3) 子ども・子育て支援補助金(県1/6、1/3)	5,646	3,687	976			983	112 113 114
	妊娠・出産包括支援事業(産前・産後サポート事業、産後ケア事業) 【住民保健課】	母子健康包括支援センターにおいて利用者支援事業(母子保健型)を実施し、母子保健事業の充実及び妊娠期からの支援体制を整備する。 【主な内容】産後ケア委託料 2,211千円 【特定財源】妊娠・出産包括支援事業補助金(国1/2)	3,453	1,724				1,729	112 113 114
	こども家庭センター事業 【住民保健課】	こども家庭センターを設置し、こども家庭総合支援拠点(児童福祉)と母子健康包括支援センター(母子保健)の二つの機関の設立意義と機能を維持した上で、全ての妊産婦や子ども、子育て世帯への一体的な相談支援の更なる充実・強化を図る。 【主な内容】システム改修委託料 1,320千円	1,746					1,746	113 114
	出産・子育て応援交付金事業 【住民保健課】	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、身近で継続的に相談支援等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、経済的支援として「出産・子育て応援ギフト」の支給を一体的に実施する。 【主な内容】出産・子育て応援給付金 10,500千円 【特定財源】出産・子育て応援交付金(国2/3、1/2) 出産・子育て応援補助金(県1/6、1/4)	10,850	7,174	1,837			1,839	113 115
	妊婦健康診査事業 【住民保健課】	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、健診に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】妊婦健康診査委託料 9,200千円 妊婦健康診査費助成金 500千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	9,700				4,000	5,700	113 115

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	公益財団法人白浜医療福祉財団補助金 【住民保健課】	救急医療及び地域医療体制の充実を図るため、救急医療及び新本館建設等に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 公益財団法人白浜医療福祉財団補助金 110,819千円 ※救急医療財源補填分 50,000千円 新本館建設償還分 38,319千円 H26-R15(債務負担行為) 医療機器整備分 10,000千円 R3-R7(債務負担行為) 医師確保事業分 10,000千円 通院支援事業分 2,500千円	110,819					110,819	114 115
	予防接種事業(高齢者等関係) 【住民保健課】	感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止し、町民の健康保持に寄与するため予防接種を実施し、防疫対策の推進と健康の保持増進を図る。 【主な内容】 インフルエンザ予防接種委託料 18,900千円 高齢者肺炎球菌予防接種委託料 300千円 風しん予防接種委託料(追加対策分) 258千円 【特定財源】 感染症予防事業費等補助金(国1/2) ふるさと白浜応援基金繰入金	21,396	447			10,000	10,949	115 116
	予防接種事業 【住民保健課】	伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止し、町民の健康保持に寄与するため予防接種を実施し、防疫対策の推進と健康の保持増進を図る。 【主な内容】 予防接種委託料 32,110千円 ※日本脳炎・ヒブ・小児肺炎球菌・B型肝炎・子宮頸がん等 【特定財源】 マイナンバー情報連携体制整備事業補助金(国2/3) ふるさと白浜応援基金繰入金	33,478	146			10,000	23,332	115 116
	各種検診事業 【住民保健課】	町民の健康増進を図るため、各種がん(胃、大腸、肺、子宮、乳がん)検診等を行う。 【主な内容】 検診委託料 20,000千円 【特定財源】 検診手数料 ふるさと白浜応援基金繰入金	20,253				11,840	8,413	117 118
	健康増進事業 【住民保健課】	町民の健康増進を図るため、運動教室、栄養教室、禁煙教室等の健康増進事業を行う。 【主な内容】 検診委託料 663千円 栄養指導委託料 248千円 食生活改善推進委託料 155千円 【特定財源】 健康増進事業費補助金(県2/3)	1,818		1,212			606	117 118

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	がん検診推進事業 【住民保健課】	がん検診の受診促進を図るため、検診案内を送付する。また、特定の年齢に達した者に子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配布を行う。検診未受診の者には再勧奨を行う。 【主な内容】印刷製本費 380千円 郵便料 871千円 検診委託料 197千円 【特定財源】がん検診推進事業補助金(国1/2)	1,615	807				808	117 118
	地球温暖化対策実行計画策定事業 【生活環境課】	地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定する。 【主な内容】地球温暖化対策実行計画策定委託料 3,500千円	3,500					3,500	119
	町営墓地防草シート設置事業 【生活環境課】	町営墓地法面に防草シートの敷設を行い、雑草繁茂の防止を図る。 【主な内容】町営墓地法面補修工事費 3,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	3,000				1,000	2,000	119
	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 【生活環境課】	海や川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽撤去(合併処理浄化槽への転換時)に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(浄化槽設備分) 12,182千円 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(配管設備分) 3,900千円 【特定財源】循環型社会形成推進交付金(浄化槽設備分)(国1/3) 循環型社会形成推進交付金(配管設備分)(国1/3) 浄化槽設置整備事業費補助金(浄化槽設備分)(県1/3) 浄化槽設置整備事業費補助金(配管設備分)(県1/3)	16,082	5,360	5,360			5,362	120
	白浜町斎場火葬炉設備改修事業 【生活環境課】	経年劣化等に伴い、火葬炉設備及び火葬動力制御盤等の改修を行う。 【主な内容】火葬炉設備改修費 20,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	20,000				7,000	13,000	121
	日置川斎場施設整備事業 【生活環境課】	経年劣化等に伴い、火葬炉設備(排気筒、炉圧計器、排ガス冷却計器他)の改修を行う。 【主な内容】火葬炉設備改修費 8,500千円 【特定財源】過疎対策事業債 日置川斎場運営受託事業収入	8,500			4,200	4,266	34	122

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	源泉調査負担金 【観光課】	白浜町温泉資源調査会(町及び白浜温泉土地連盟(温泉事業者が加盟)が設立)が行う温泉保護を目的とした調査事業に係る負担金 【主な内容】源泉調査負担金 980千円	980					980	123
	清掃センター施設 修繕等事業 【生活環境課】	清掃センター施設の適正な維持管理のため、定期修繕、計画修繕及び清掃点検等を行う。 【主な事業】施設修繕料 90,000千円 施設修繕料(長期整備計画分) 300,000千円 焼却施設清掃点検委託料 33,000千円 設計審査委託料 3,600千円 【特定財源】一般廃棄物処理事業債 ふるさと白浜応援基金繰入金	426,600			225,000	21,000	180,600	126 127
	白浜町最終処分場 施設修繕事業 【生活環境課】	白浜町最終処分場の水処理施設等の部分修繕を行う。 【主な内容】施設修繕料 9,000千円	9,000					9,000	129
<b>農水産業費</b>									
	鳥獣被害対策実施 隊事業 【農林水産課】	有害鳥獣の捕獲、追払い活動を目的とした鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。 【主な内容】鳥獣被害対策実施隊活動報酬 560千円 【特定財源】鳥獣被害対策実施隊活動費助成金	560				560	0	133
	遊休農地対策事業 【農林水産課】	令和元年8月に町農業委員会から町へ提出された意見をもとに、遊休農地対策組織等検討協議会が検討した結果である事業を協議会が事業主体となり具体的な検証を行い、農業法人設立の判断材料として現実的でより有効なデータを得るため協議会事業を支援する。 【主な内容】遊休農地対策組織等検討協議会補助金 450千円	500					500	134
	農地流動化促進特 別対策事業 【農業委員会】	農地の流動化を促し、耕作放棄地増加の抑制及び解消を目的として、利用権(3年以上)を設定した耕作者に対し、助成金を支給する。 【主な内容】農地流動化促進特別対策助成金 1,500千円 ※新規設定 10千円/10a 再設定 5千円/10a 荒廃農地加算 10千円/10a	1,500					1,500	134

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	中山間地域等直接 支払事業  【農林水産課】	急傾斜地等の耕作条件が厳しい農地における継続的な農業生産活動を確保するため、交付金を支給する。 【主な内容】 中山間地域等直接支払事業交付金 8,076千円 ※日置川地域:4集落、対象面積86.7772ha 【特定財源】 中山間地域等直接支払事業交付金(県3/4) 中山間地域等直接支払推進事業交付金(県10/10)	8,120		6,099			2,021	134 135
	多面的機能支払事 業  【農林水産課】	地域主体の農地・農業用施設の保管理を図るため、交付金を支給する。 【主な内容】 多面的機能支払事業交付金 13,960千円 ※16組織 【特定財源】 多面的機能支払事業補助金(県3/4) 多面的機能支払推進事業補助金(県10/10)	14,236		10,684			3,552	134 135
	農業次世代人材投 資事業  【農林水産課】	経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保するため、給付金を支給す る。 【主な内容】 農業次世代人材投資資金 6,750千円 【特定財源】 農業人材力強化総合支援事業補助金(県10/10)	6,750		6,750			0	135
	経営継承・発展支援 事業  【農林水産課】	地域の中心経営体等の後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定 し、同計画に基づく取組みに必要となる経費を支援する。 【主な内容】 経営継承・発展支援事業補助金 1,000千円 【特定財源】 経営継承・発展支援事業補助金	1,000				500	500	135
	新規就農者育成総 合対策事業(経営発 展支援事業)  【農林水産課】	認定新規就農者(経営開始時に49歳以下)に対して、就農後の経営発展のため に必要な機械、施設の導入等の取組みに係る費用を補助する。 【主な内容】 新規就農者育成総合対策事業補助金 11,250千円 ※補助対象事業費(最大) 10,000千円 (経営開始資金の交付対象者は5,000千円) 【特定財源】 新規就農者育成総合対策事業補助金(県10/10)	11,250		11,250			0	135
	新規就農者育成総 合対策事業(経営開 始資金事業)  【農林水産課】	認定新規就農者(経営開始時に49歳以下)に対して、経営確立に係る費用を補 助する。 【主な内容】 新規就農者育成総合対策事業補助金 13,500千円 ※1人あたり 125千円/月上限(1,500千円/年上限) 最長3年間 【特定財源】 新規就農者育成総合対策事業補助金(県10/10)	13,500		13,500			0	135

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	有害鳥獣駆除事業 【農林水産課】	人畜への危害及び農畜産物の被害を防止するため、有害鳥獣の駆除に係る補助金を支給する。 【主な内容】有害鳥獣駆除奨励費補助金 23,000千円 【補助額】野生サル(銃)25千円/頭・野生サル(檻)15千円/頭 イノシシ15千円/頭・シカ15千円/頭・アライグマ3千円/頭 アナグマ3千円/頭・タヌキ3千円/頭・ハクビシン3千円/頭 カラス1.5千円/頭 出猟手当3千円/回 【特定財源】有害鳥獣捕獲支援事業補助金(県) 鳥獣被害防止対策事業補助金(県)	23,000		10,350			12,650	135
	鳥獣被害防止対策事業 【農林水産課】	有害鳥獣による農作物被害を防止するために設置する防護柵等の資機材購入に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】有害鳥獣防護柵設置補助金 750千円 【補助率】1/2 ※100千円上限	750					750	135
	鳥獣被害防止対策事業 【農林水産課】	農業協同組合、農業者団体(2戸以上の農業者により組織する団体)及びこれらの団体が含まれる組織が設置する防護柵等に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】防護柵等設置支援事業補助金 1,200千円 【補助率】1/3 【特定財源】防護柵等設置支援事業補助金(県1/2)	1,200		600			600	135
	農業水路等長寿命化防災減災事業 【農林水産課】	地下水位の低下により安定した用水の供給が困難なため、井戸の改良に係る設計業務を行う。 【主な内容】ロヶ谷揚水施設測量設計委託料 10,000千円 【特定財源】農業水路等長寿命化防災減災事業補助金(県3/5) 農業水路等長寿命化防災減災事業地元分担金 一般補助施設整備等事業債	10,000		6,000	2,700	1,000	300	136
	農業水路等長寿命化防災減災事業 【農林水産課】	受益者がいない老朽化した農業用ため池を廃止し、下流域の安全を確保する。 【主な内容】間者池廃止測量設計委託料 4,501千円 【特定財源】農業水路等長寿命化防災減災事業補助金(県10/10)	4,501		4,500			1	136
	農道維持補修事業 【農林水産課】	崩土等により補修が必要な農道や農業用施設の整備を行い、通行時の安全確保及び営農の推進を図る。 【主な内容】農業用施設補修工事費 2,000千円	2,000					2,000	136



令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	農業水路等長寿命化防災減災事業 【農林水産課】	堤体の一部が陥没してきており受益者もないため老朽化した農業用ため池を廃止し下流域の安全を確保する。 【主な内容】 両願寺池廃止工事費 4,501千円 【特定財源】 農業水路等長寿命化防災減災事業補助金(県10/10)	4,501		4,500			1	136
	小規模土地改良事業 【農林水産課】	用排水路の下部が洗堀され水路側壁が転倒の恐れがあるため、水路の補修工事を行う。 【主な内容】 中地区排水路改良工事費 2,001千円 【特定財源】 小規模土地改良事業補助金(県3/10) 小規模土地改良事業地元分担金	2,001		600		700	701	136
	地域振興事業補助金 【農林水産課】	農業経営の合理化と農業の生産力の発展を図るため、土地改良区等が実施する公共工事の対象となり難い農業生産基盤整備事業に対し、補助金を支給する。 【主な内容】 地域振興事業補助金 5,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	5,000				2,000	3,000	136
	森林病虫害等防除事業 【農林水産課】	カシノナガキクイムシによるウバメガシ(紀州備長炭原木)被害の拡散防止を図るため、伐倒駆除を実施する。 【主な内容】 森林病虫害等防除事業委託料 300千円 【特定財源】 紀の国森林環境保全林整備事業補助金(県10/10)	300		300			0	138
	森林環境整備事業 【農林水産課】	森林環境譲与税を活用し、森林環境整備に係る間伐及び測量を実施する。 【主な内容】 森林環境整備業務委託料 42,686千円 意向調査及び集積計画 98.96ha 測量業務 13.00km 間伐業務 45.00ha ※実施区域(庄川、内ノ川、安宅)	42,686					42,686	138
	林業担い手社会保障制度等充実対策事業 【農林水産課】	林業の担い手にかかる社会保障制度(林業従事者の共済・社会保険・労働災害保険補償制度)に対する補助を行う。 【主な内容】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金 2,131千円 【特定財源】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金(県1/2)	2,131		1,103			1,028	139
	森林整備活動等促進事業 【農林水産課】	森林環境譲与税を活用し、森林組合、林業事業者が実施する各種森林環境整備事業に対して、補助金を交付する。 【主な内容】 森林整備活動等促進事業補助金 8,100千円	8,100					8,100	139

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	農山漁村地域整備 交付金事業 【農林水産課】	町が管理する林道橋の適正な維持管理のため、5年毎に点検を実施する。 【主な内容】林道橋点検診断委託料 29,001千円 【特定財源】農山漁村地域整備交付金事業補助金(県11/20)	29,001		15,950			13,051	139
	林道整備等事業 【農林水産課】	森林施業の効率化、生産性の向上等、林業振興等の観点から、林道の補修工 事を行い、通行時の安全確保を図る。 【主な内容】林道将軍川線舗装工事費 45,001千円 林道熊野川線補修工事費 10,302千円 林道城線補修工事費 11,761千円 林道補修工事費 20,159千円 【特定財源】農山漁村地域整備交付金事業補助金(県11/20) 森林環境整備基金繰入金 辺地対策事業債	87,223		24,750	42,200	11,157	9,116	139
	林道修繕物資補助 金 【農林水産課】	森林組合が実施する町林道修繕のための修繕資材に係る費用の一部を補助す る。 【主な内容】林道修繕物資補助金 600千円	600					600	139
	松林保全対策事業 【農林水産課】	松林保全のため、伐倒駆除等を実施する。 【主な内容】薬剤地上散布委託料(補助分) 1,039千円 伐倒駆除委託料(補助分) 2,292千円 伐倒駆除委託料(単独分) 1,846千円 樹幹注入委託料(単独分) 2,000千円 松林伐倒補助金 1,200千円 【特定財源】松くい虫防除事業(地上散布)損失補償金 松くい虫防除事業(伐倒駆除)損失補償金	8,767				3,330	5,437	139 140
	磯根漁場藻場再生 事業 【農林水産課】	対象海域の母藻移植により、磯焼けからの再生を図る。 【主な内容】磯根漁場藻場再生委託料 1,224千円 ※江津良地区・湯崎地区・瀬戸地区 【特定財源】磯根漁場再生事業補助金(県1/3)	1,224		225			999	142

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	水産振興事業補助金 【農林水産課】	水産業の振興を図るため、水産業団体が行う水産振興事業に要する経費に対し、補助金を交付する。 【主な内容】水産増殖事業費補助金 12,400千円 水産業施設改修補助金 111千円 アユ産卵場整備事業補助金 500千円 【特定財源】過疎対策事業債 ふるさと白浜応援基金繰入金	13,011			5,000	3,000	5,011	142 143
	漁港建設事業 【農林水産課】	波浪による被害の防止等を図り、漁港施設等における安全を確保するため、施設改修事業を実施する。 【主な内容】市江漁港護岸嵩上工事費 22,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	22,000				11,000	11,000	144
	漁港浚渫事業 【農林水産課】	漁港内に堆積した土砂を撤去することにより、円満な漁業活動や近隣住民の住環境の改善を図る。 【主な内容】網不知漁港浚渫工事費 7,500千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	7,500				3,000	4,500	144
<b>観光費</b>									
	地域おこし協力隊 推進事業 【観光課】	白良浜を活用した事業の検討や、白良浜海水浴場等の安心・安全対策活動に取り組むため、地域おこし協力隊員(1人)を雇用し、観光振興事業に従事してもらいながら、地域への定着・定住を図る。 【主な内容】会計年度任用職報酬 1,942千円 無人航空機購入費 2,722千円 【特定財源】デジタル田園都市国家構想推進交付金	7,783	2,722				5,061	145 146 147
	体験型観光事業 【日置川事務所】	南紀州の自然環境と農林業の生業を活かした「ほんまもん体験」の受入事業及び農山漁村生活体験(民泊)事業を行う。 【主な内容】体験型観光事業委託料 6,300千円	6,300					6,300	146
	川添公衆トイレ整備 事業 【日置川事務所】	川添地域に公衆トイレを整備し、来訪者の利便性の向上を図る。 【主な内容】施工監理委託料 800千円 川添公衆便所整備工事費 25,000千円 【特定財源】辺地対策事業債	25,800			25,800		0	147

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	南紀白浜観光協会 補助金  【観光課】	南紀白浜観光協会に係る事業費を補助する。 【主な内容】南紀白浜観光協会補助金 75,000千円	75,000					75,000	148
	観光振興等特別宣 伝補助金  【観光課】	南紀白浜観光協会等が行う観光振興事業等に対し、補助を行う。 【主な内容】観光振興等特別宣伝補助金 10,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	10,000				4,000	6,000	148
	インバウンド受入 体制強化事業補助 金  【観光課】	外国人観光客受入環境の整備を図り、満足度の向上に資するため、南紀白浜 観光協会が行う外国人観光客受入のための体制充実及び強化事業に要する費 用の一部を補助する。 【主な内容】インバウンド受入体制強化事業補助金 2,000千円	2,000					2,000	148
	スポーツ合宿等誘 致事業補助金  【観光課】	スポーツ合宿等(スポーツ合宿及びMICE等)の誘致により、交流人口の増加及 び町内経済の活性化を図るため、スポーツ合宿等の実施に係る費用の一部を 補助する。 【主な内容】スポーツ合宿等誘致事業補助金 10,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	10,000				6,000	4,000	148
	姉妹浜記念碑整備 等事業補助金  【観光課】	白良浜とワイキキビーチとの姉妹浜提携から24年、また白浜町とホノルル市 との友好都市締結から20年を迎えることに伴い、より内外にその周知を図 り、相互交流の一層の促進に資するため、白良浜内への記念碑の設置等に係 る費用の一部を補助する。 【主な内容】姉妹浜記念碑整備等事業補助金 2,000千円	2,000					2,000	148
	ビーチアルティ メットアジア・オセ アニア大会補助金  【観光課】	ビーチアルティメットアジア・オセアニア大会の費用の一部を補助する。 【主な内容】ビーチアルティメットアジア・オセアニア大会補助金 3,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	3,000				2,000	1,000	148
	平草原公園整備事 業  【観光課】	幅広い年齢層が楽しめる平草原公園の整備を目的として、園内の森林帯や展 望場所などの整地等を行う。 【主な内容】施工監理委託料 500千円 平草原公園整備工事費 19,500千円 【特定財源】地域活性化事業債	20,000			18,000		2,000	152

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	白浜町テニスコート 駐車場整備事業 【日置川事務所】	施設の利用環境の向上を図るため、駐車場を整備する。 【主な内容】白浜町テニスコート駐車場整備工事費 4,424千円 【特定財源】過疎対策事業債	4,424			4,400		24	152
	鮫防護ネット購入 事業 【観光課】	老朽化等に伴い鮫防護ネットを購入し、安心・安全な海水浴場環境の維持を図る。 【主な内容】鮫防護ネット購入費 2,500千円	2,500					2,500	154
	商店街等活性化促進 事業補助金 【観光課】	商店街の活力や賑わいの創出に資するため、商店街団体等が実施するイベント、販売促進、環境整備事業等に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】商店街等活性化促進事業補助金 1,000千円	1,000					1,000	155
	小規模事業者等貸 付利子補給補助金 【観光課】	小規模事業者等の経営の安定と発展を図るため、経営改善等のための資金融資に係る利子の一部を補給する。 【主な内容】小規模事業者等貸付利子補給補助金 2,000千円 【補給率】1%以内/年	2,000					2,000	155
	共同作業場解体撤 去事業 【日置川事務所】	老朽化が進み、損壊等の危険性が高い安宅割箸共同作業場の解体撤去にかかわる設計を実施する。 【主な内容】設計委託料 1,000千円 【特定財源】公共施設等適正管理推進事業債	1,000			900		100	155
	大型共同作業場修 繕費補助事業 【日置川事務所】	産業の振興を図り、就労の機会を増大させ、住民の生活の安定と向上に資するため、白浜町共同作業場を運営する事業者が行う共同作業場の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【主な内容】大型共同作業場修繕費補助金 5,000千円 【特定財源】大型共同作業場整備基金繰入金	5,000				5,000	0	155
小計									
	道路維持補修事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、道路補修工事等を実施する。 【主な内容】道路維持補修工事費 45,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	45,000				34,000	11,000	160

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	道路新設改良事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、道路新設改良工事等を実施する。 【主な内容】 測量設計委託料 6,000千円 登記事務委託料 400千円 道路新設改良工事費 19,000千円 【特定財源】 緊急防災・減災事業債 ふるさと白浜応援基金繰入金	25,400			6,000	13,000	6,400	160
	橋梁修繕事業 【建設課】	町が管理する橋梁の修繕事業であり、安全で円滑な通行の確保を図り橋梁の長寿命化を目的に定期点検及び修繕設計を実施する。 【主な内容】 設計委託料 8,000千円 橋梁点検委託料 3,000千円 【特定財源】 道路メンテナンス補助金(国56.1/100) 公共事業等債	11,000	6,171		3,100		1,729	160
	橋梁維持補修事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、橋梁補修工事等を実施する。 【主な内容】 橋梁補修工事費 2,000千円	2,000					2,000	160
	交通安全対策事業 【建設課】	交通安全施設(ガードレール、カーブミラー、区画線等)の設置工事を実施する。 【主な内容】 交通安全施設設置工事費 4,000千円 諸資材費 300千円	4,300					4,300	160
	河川維持補修事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、河川補修工事等を実施する。 【主な内容】 河川補修工事費 7,000千円	7,000					7,000	163
	住宅耐震診断事業(木造) 【建設課】	木造住宅(平成12年5月31日以前に建築された木造住宅等)の耐震診断を実施する。 【主な内容】 住宅耐震診断委託料 1,440千円 【特定財源】 住宅耐震診断補助金(国1/2) 住宅耐震診断補助金(県1/4)	1,440	720	360			360	164

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	住宅耐震改修補強設計審査事業 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅等の耐震改修工事に係る設計内容を審査する。 【主な内容】住宅耐震改修設計審査委託料 480千円 【特定財源】住宅耐震補強設計審査補助金(国1/2)	480	240				240	165
	住宅耐震改修補助金 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅等の耐震改修工事の設計費用及び工事費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震改修補助金 17,490千円 【補助率】設計費・工事費の2/5以内 ※上限500千円/件 【特定財源】住宅耐震改修補助金(国) 住宅耐震改修補助金(県)	17,490	7,500	4,995			4,995	165
	住宅耐震診断補助金(非木造) 【建設課】	非木造住宅等(昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅等)の耐震診断費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震診断補助金 89千円 【補助率】診断費の1/2以内 ※上限89千円/件 【特定財源】住宅耐震診断補助金(国1/2) 住宅耐震診断補助金(県1/4)	89	44	22			23	165
	住宅耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅等に耐震ベッド又は耐震シェルターを設置する費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 266千円 【特定財源】住宅耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金(県10/10)	266		266			0	165
	土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金 【建設課】	土砂災害特別計画区域内の既存住宅に対して、対策工事費用の一部を補助する。 【主な内容】土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金 773千円 【特定財源】土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金(国1/2) 土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金(県1/4)	773	386	193			194	165
	不良空家等除却補助金 【建設課】	住宅等の空家で倒壊等の恐れのある危険な建物を解体する所有者等に対し、除却費用の一部を補助する。 【主な内容】不良空家等除却補助金 5,000千円 【補助率】除却費の2/3 ※上限500千円 【特定財源】空き家再生等推進事業補助金(国1/2)	5,000	2,500				2,500	165
	都市下水路事業 【建設課】	排水路改良工事を実施し、住民の生活環境の向上を図る。 【主な内容】測量設計委託料 4,000千円 下排水路工事費 16,500千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	20,551				10,000	10,551	166

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	安宅第二団地外壁改修事業 【建設課】	築後23年が経過し外壁部分が劣化している安宅第二団地(平成12年建設)の長寿命化を図るため、設計業務を実施する。 【主な内容】安宅第二団地外壁改修設計委託料 1,191千円 【特定財源】社会資本整備総合交付金(国1/2)	1,191	594				597	167
	安宅第一団地外壁改修事業 【建設課】	築後24年が経過し外壁部分が劣化している安宅第一団地(平成11年建設)の長寿命化を図るため、外壁塗装等の工事を実施する。 【主な内容】安宅第一団地外壁改修施工監理委託料 1,104千円 安宅第一団地外壁改修工事費 30,305千円 【特定財源】社会資本整備総合交付金(国1/2) 公営住宅建設事業債	31,409	15,704		15,700		5	167 168
	村島住宅解体撤去事業 【建設課】	老朽化が進み、損壊等の危険性が高い町営村島住宅(昭和32年建設・木造平屋造・1棟2戸)の解体撤去工事を実施する。 【主な内容】村島住宅解体撤去工事費 3,500千円 光ケーブル撤去委託料 60千円 【特定財源】公営住宅建設事業債	3,560			3,500		60	167 168
消防費									
	高規格救急車更新事業 【消防本部】	白浜消防署配備車両の経年劣化に伴い、高規格救急車(1台)を更新する。 【主な内容】高規格救急車購入費 41,000千円 【特定財源】施設整備事業債 過疎対策事業債	41,060			32,000		9,060	170
	半自動式除細動器購入事業 【消防本部】	高規格救急車に積載の半自動式除細動器の経年による故障に伴い更新する。 【主な内容】半自動式除細動器購入費 4,000千円	4,000					4,000	170
	指令業務共同運用事業 【消防本部】	同時発生の大規模災害などに対する迅速な相互応援体制の確保等を目的として、消防指令業務を田辺市消防本部と共同運用する。 【主な内容】消防通信指令事務協議会負担金 8,417千円 【特定財源】すさみ消防業務受託事業収入	8,417				2,088	6,329	171



令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	県消防デジタル無線共通波設備整備事業 【消防本部】	県消防デジタル無線共通波設備整備事業に係る負担金。 【主な内容】 県消防デジタル無線共通波設備整備負担金 28,468千円 ※債務負担行為 期間：R6-R7 限度額：231,603千円 【特定財源】 すさみ消防業務受託事業収入 緊急防災・減災事業債	28,468			17,900	10,533	35	171
	消防団新型活動服購入事業 【消防本部】	消防団員に貸与している旧型の活動服を、国が推奨している新型の活動服に変更し消防団員の災害対応能力向上を図る。 【主な内容】 活動服購入費 7,252千円 【特定財源】 消防団施設整備費補助金(国1/3)	7,252	2,417				4,835	172
	小型動力ポンプ積載車更新事業 【消防本部】	白浜支団第10分団配備車両の経年劣化に伴い、小型動力ポンプ積載車両(1台)を更新する。 【主な内容】 小型動力ポンプ積載車購入費 12,700千円 【特定財源】 緊急防災・減災事業債	12,754			12,700		54	172 173
	小型動力ポンプ軽積載車更新事業 【消防本部】	日置川支団第15分団配備車両の経年劣化に伴い、小型動力ポンプ軽積載車(1台)を更新する。 【主な内容】 小型動力ポンプ軽積載車購入費 8,900千円 【特定財源】 緊急防災・減災事業債	8,928			8,900		28	172 173
	簡易防火水槽設置事業 【消防本部】	消防水利がない又は乏しい地域に地上型の簡易防火水槽(10t)を設置(2箇所)する。 【主な内容】 簡易防火水槽設置工事費 4,400千円 【特定財源】 緊急防災・減災事業債 辺地対策事業債	4,400			4,400		0	175
	消防水利施設設置事業 【消防本部】	玉伝地区は消防水利が乏しく、大規模火災時には水不足が懸念される。近くを流れる日置川を自然水利として利用できる消防用水利施設を設置する。 【主な内容】 消防水利施設設置工事費 3,000千円 【特定財源】 辺地対策事業債	3,000			3,000		0	175

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	GIGAスクール運営 支援事業(小学校) 【教育委員会】	各小学校がICT教育を実施するにあたり、必要な支援を行う。 【主な内容】 GIGAスクール運営支援センター整備業務委託料 5,940千円 【特定財源】 公立学校情報機器整備費補助金(国1/3)	5,940	1,980				3,960	185
	小学校施設整備事 業 【教育委員会】	各小学校の老朽箇所の修繕工事等を実施する。 【主な内容】 設計監理委託料 1,000千円 施設整備工事費 10,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	11,000				6,000	5,000	185 186
	ランドセル購入費 補助事業 【教育委員会】	令和7年度の新小学1年生を対象にランドセル購入費の一部を補助する。 【主な内容】 ランドセル購入補助金 2,300千円	2,300					2,300	186
	GIGAスクール運営 支援事業(中学校) 【教育委員会】	各中学校がICT教育を実施するにあたり、必要な支援を行う。 【主な内容】 GIGAスクール運営支援センター整備業務委託料 2,640千円 【特定財源】 公立学校情報機器整備費補助金(国1/3)	2,640	880				1,760	189
	富田中学校受水槽 更新事業 【教育委員会】	老朽化した富田中学校の屋外受水槽本体を更新する。 【主な内容】 施工監理委託料 1,009千円 施設整備工事費 10,087千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	11,096				5,000	6,096	189
	白浜町内遺跡発掘 調査等事業 【教育委員会】	国史跡に指定された安宅氏城館跡について、追加指定に向けて調査を進めて いるが、新たに発見された日置城跡を追加指定候補に加えるため、発掘調査 を実施する。 【主な内容】 会計年度任用職報酬 111千円 測量調査業務委託料 1,497千円 【特定財源】 文化財等保存整備事業補助金(国1/2) 文化財等保存整備事業補助金(県1/20)	2,000	1,000	100			900	196 197

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	北っ子学童クラブ 建設事業  【教育委員会】	北っ子学童クラブを北富田小学校敷地内へ移転する。 【主な内容】 施工監理委託料 1,073千円 北っ子学童クラブ建設工事費 62,524千円 【特定財源】 子ども・子育て支援整備交付金(国1/3) 子ども・子育て支援整備補助金(県1/3) 社会福祉施設整備事業債	64,553	10,432	10,432	34,300		9,389	205 206
	南紀日置川リバー サイドマラソン大 会補助金  【教育委員会】	南紀日置川リバーサイドマラソン大会実施に係る費用を補助する。 【主な内容】 南紀日置川リバーサイドマラソン大会補助金 4,400千円 【特定財源】 過疎対策事業債	4,400			4,000		400	211
簡易水道事業特別会計									
	田野井簡易水道配 水管布設替事業  【上下水道課】	田野井簡易水道を上水道へ編入するため、簡易水道区域内の水道管理設工事 及び埋設工事に伴う測量業務を実施する。 【主な内容】 測量委託料 2,200千円 配水管布設工事費 29,000千円 舗装復旧工事費 11,000千円 【特定財源】 過疎対策事業債 簡易水道事業債	42,200			42,200		0	10 11
下水道事業特別会計									
	湯崎処理分区管渠 築造事業  【上下水道課】	公共下水道管渠築造事業のための工事を実施する。 【主な内容】 委託料 375千円 管渠築造工事費 34,243千円 【特定財源】 社会資本整備総合交付金(国1/2) 下水道事業債	34,618	14,833		14,800		4,985	66 67
	下水道接続促進補 助金  【上下水道課】	公共下水道への排水設備接続を促進するため、接続工事に係る費用の一部を 補助する。 【主な内容】 接続促進補助金 1,000千円 【特定財源】 社会資本整備総合交付金(国1/2)	1,000	500				500	66 67

令和6年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	田野井簡易水道上水道連絡管布設事業 【上下水道課】	田野井簡易水道を上水道へ編入するため、上水道区域内の水道管理設工事及び埋設工事に伴う測量業務を実施する。 【主な内容】 測量委託料 5,000千円 配水管布設工事費 37,000千円 舗装復旧工事費 12,000千円	54,000					54,000	100 101
	配水管布設替事業 【上下水道課】	老朽化した水道管の取替工事を実施する。 【主な内容】 配水管布設替工事費 75,000千円 舗装復旧工事費 67,000千円	142,000					142,000	100 101
	水道施設塩素滅菌設備取替事業 【上下水道課】	富田浄水場の次亜塩素酸ナトリウム生成装置取替工事を実施する。 【主な内容】 取替工事費 64,000千円	64,000					64,000	100 101
	水道施設機器制御盤取替事業 【上下水道課】	日置第二配水池の緊急遮断弁電磁流量計取替工事を実施する。 【主な内容】 取替工事費 12,000千円	12,000					12,000	100 101
	水道施設無停電電源装置取替事業 【上下水道課】	町内6箇所の浄配水場において小型無停電電源装置7台の取替工事を実施する。 【主な内容】 取替工事費 7,000千円	7,000					7,000	100 101

## 議案第27号

令和6年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について

白浜町土地開発公社から別紙のとおり令和6年度事業計画及び会計予算の提出があったので、白浜町土地開発公社定款第16条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井瀬 誠

## 令和6年度

## 白浜町土地開発公社事業計画

令和6年度において実施しようとする事業計画を、次のとおり定める。

## 1. 事業目的

- (1) 公有地の維持・管理業務及び土地造成事業による分譲地の分譲等の業務を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。
- (2) 長期保有地の早期処分に取り組み、経営の効率化を図る。

## 2. 事業内容

(1) 土地造成事業	0 千円
(2) その他	20,080 千円
計	20,080 千円

## 令和6年度 白浜町土地開発公社 会計予算

(総則)

第1条 令和6年度白浜町土地開発公社会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算は、次のとおりとする。

	収入	第1款	事業収益	28,371 千円
			第1項 土地造成事業収益	22,491 千円
			第2項 附帯等事業収益	5,880 千円
		第2款	事業外収益	874 千円
			第1項 受取利息	1 千円
			第2項 雑収益	873 千円
			収入合計	29,245 千円
	支出	第1款	事業原価	16,051 千円
			第1項 土地造成事業原価	16,051 千円
		第2款	販売費及び一般管理費	6,956 千円
			第1項 販売費及び一般管理費	6,956 千円
		第3款	事業外費用	396 千円
			第1項 支払利息	396 千円
		第4款	予備費	500 千円
			第1項 予備費	500 千円
			支出合計	23,903 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額10,080千円は、当年度分事業原価及び準備金で補てんするものとする。)

	収入	第1款	資本的収入	10,000 千円
			収入合計	10,000 千円
	支出	第1款	資本的支出	20,080 千円
			第1項 借入金償還金	20,000 千円
			第2項 法人税等	80 千円
			支出合計	20,080 千円

(長期借入金)

第5条 長期借入金の限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月13日

白浜町土地開発公社  
理事長 愛須 康徳

## 令和6年度白浜町土地開発公社会計予算実施計画

収益的收入及び支出  
収 入

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
1.事業収益			28,371	
	1.土地造成事業収益		22,491	
		1.土地造成事業収益	22,491	
	2.附帯等事業収益		5,880	
		1.附帯事業収益	5,880	
2.事業外収益			874	
	1.受取利息		1	
		1.受取利息	1	
	2.雑収益		873	
		1.雑収益	873	
収 入 合 計			29,245	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
1.事業原価			16,051	
	1.土地造成事業原価		16,051	
		1.土地造成事業原価	16,051	
2.販売費及び一般管理費			6,956	
	1.販売費及び一般管理費		6,956	
		1.経費	2,833	
		2.白浜駅前駐車場経費	4,123	
3.事業外費用			396	
	1.支払利息		396	
		1.支払利息	396	



## 支出

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
4.予備費			500	
	1.予備費		500	
		1.予備費	500	
支出合計			23,903	

資本的收入及び支出  
収入

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1.資本的收入			10,000	
	1.長期借入金		10,000	
		1.長期借入金	10,000	
収入合計			10,000	

## 支出

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1.資本的支出			20,080	
	1.借入金償還金		20,000	
		1.借入金償還金	20,000	
	2.法人税等		80	
		1.法人税等	80	
支出合計			20,080	

令和6年度 白浜町土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分	当年度予定額	前年度決算見込額	増 減	備 考
受入資金	72,947	38,211	34,736	
1.土地造成事業収益	22,491	0	22,491	
2.附帯等事業収益	5,705	5,700	5	
3.事業外収益	874	873	1	
4.長期借入金	10,000	0	10,000	
5.前受収益	175	175	0	
6.その他預り金	0	37	△ 37	
7.前年度繰越金	33,702	31,426	2,276	
8.退職手当戻入金	0	0	0	
支払資金	27,932	4,509	23,423	
1.費用	7,184	3,843	3,341	
2.土地取得費	0	0	0	
3.土地造成費	0	0	0	
4.長期借入金償還金	20,000	0	20,000	
5.法人税等	0	0	0	
6.支払利息	395	285	110	
7.未払費用	273	273	0	
8.未払法人税等	80	71	9	
9.その他預り金	0	37	△ 37	
差 引	45,015	33,702	11,313	

## 令和6年度 白浜町土地開発公社会計予算基礎資料

収益の収入及び支出  
収入

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
1. 事業収益			28,371	27,291	1,080			
	1. 土地造成 事業収益		22,491	22,491	0			
		1. 土地造成 事業収益	22,491	22,491	0	1. 土地売却収益	22,491	峠碓、中田
	2. 附帯等 事業収益		5,880	4,800	1,080			
		1. 附帯 事業収益	5,880	4,800	1,080	1. 白浜駅前駐車 場事業収益	5,880	月極・一時預り
	3. 公有地取得事業収益		0	0	0		0	
2. 事業外収益			874	874	0			
	1. 受取利息		1	1	0			
		1. 受取利息	1	1	0	1. 預金利息	1	定期預金等利息
	2. 雑収益		873	873	0			
1. 雑収益		873	873	0	1. 雑収益	873	公社有地一時使用料、占用料	
計			29,245	28,165	1,080			

## 支出

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明	
						区分	予定額		
1. 事業原価			16,051	16,051	0				
	1. 土地造成事業原価		16,051	16,051	0				
		1. 土地造成事業原価	16,051	16,051	0	1. 土地売却原価	16,051	峠碓、中田	
	2. 公有地取得事業原価		0	0	0		0		
2. 販売費及び一般管理費			6,956	7,027	△ 71				
	1. 販売費及び一般管理費		6,956	7,027	△ 71				
		1. 経費		2,833	2,871	△ 38	1. 旅費	5	普通旅費 5
							2. 需用費	2	消耗品費 2
							3. 役務費	250	郵便料・その他手数料 250
							4. 委託料	666	税理士委託業務費 396
						草刈委託料 270			
							5. 使用料及び賃借料	410	会計システムリース料 410
							6. 負担金補助及び交付金	1,200	基礎補強工事費補助金 1,000
						地盤調査費補助金 200			
				7. 租税公課	200	固定資産税・都市計画税 200			
				8. 雑費	100	諸費用等 100			

支出

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
		2. 白浜駅前 駐車場経費	4,123	4,156	△ 33	1. 需用費	400	消耗品・電気料等
						2. 役務費	44	統合賠償責任保険 34 郵便料 10
						3. 委託料	2,915	運営管理業務委託料 2,915
						4. 工事請負費	500	駐車場修繕工事費 500
						5. 租税公課	164	消費税 164
						6. 雑費	100	諸費用等 100
3. 事業外費用			396	286	110			
	1. 支払利息		396	286	110			
		1. 支払利息	396	286	110	1. 長期借入金 利息	396	完成土地等・公有用地
4. 予備費			500	500	0			
	1. 予備費		500	500	0			
		1. 予備費	500	500	0	1. 予備費	500	
	計		23,903	23,864	39			

資本的收入及び支出  
収入

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
1. 資本的收入			10,000	10,000	0			
	1. 長期借入金		10,000	10,000	0			
		1. 長期借入金	10,000	10,000	0	1. 長期借入金	10,000	
	計		10,000	10,000	0			

支出

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
1. 資本の支出			20,080	20,080	0			
	1. 借入金償還金		20,000	20,000	0			
		1. 借入金償還金	20,000	20,000	0	1. 長期借入金 償還金	20,000	
	2. 法人税等		80	80	0			
		1. 法人税等	80	80	0	1. 法人税等	80	法人県民税均等割額 法人町民税均等割額
	計		20,080	20,080	0			

# 令和5年度白浜町土地開発公社予定損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：円)

1. 事業収益			
(1) 土地造成事業収益	0		
(2) 付帯等事業収益	5,876,100	5,876,100	
2. 事業原価			
(1) 土地造成事業原価		0	
事業総利益			5,876,100
3. 販売及び一般管理費			
(1) 販売及び一般管理費	4,116,479	4,116,479	
事業収益			1,759,621
4. 事業外収益			
(1) 受取利息	332		
(2) 雑収益	873,140		
(3) 退職給与引当金戻入益	0	873,472	
5. 事業外費用			
(1) 支払利息	285,480	285,480	
経営損失			2,347,613
6. 法人税等			
(1) 法人税等	71,000	71,000	
当期純利益			<u>2,276,613</u>

令和5年度白浜町土地開発公社予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

	資産の部		負債の部	
1. 流動資産			1. 流動負債	
(1) 現金及び預金	33,701,880		(1) 未払費用	273,350
(2) 未収金	400,000		(2) 未払法人税等	71,000
(3) 前払費用	22,006		(3) 前受収益	175,000
(4) 公有用地	28,480,799		(4) その他の流動負債	<u>0</u>
(5) 完成土地等	<u>163,772,699</u>			
流動資産合計	<u>226,377,384</u>		流動負債合計	519,350
資産合計	<u><u>226,377,384</u></u>		2. 固定負債	
			(1) 長期借入金	209,000,000
			(2) 引当金	<u>0</u>
			固定負債合計	<u>209,000,000</u>
			負債合計	<u><u>209,519,350</u></u>
			資本の部	
			1. 資本金	
			(1) 基本財産	10,000,000
			資本金合計	10,000,000
			2. 準備金	
			(1) 前期繰越準備金	4,581,421
			(2) 当期純利益	<u>2,276,613</u>
			準備金合計	6,858,034
			資本合計	<u>16,858,034</u>
			負債 資本合計	<u><u>226,377,384</u></u>



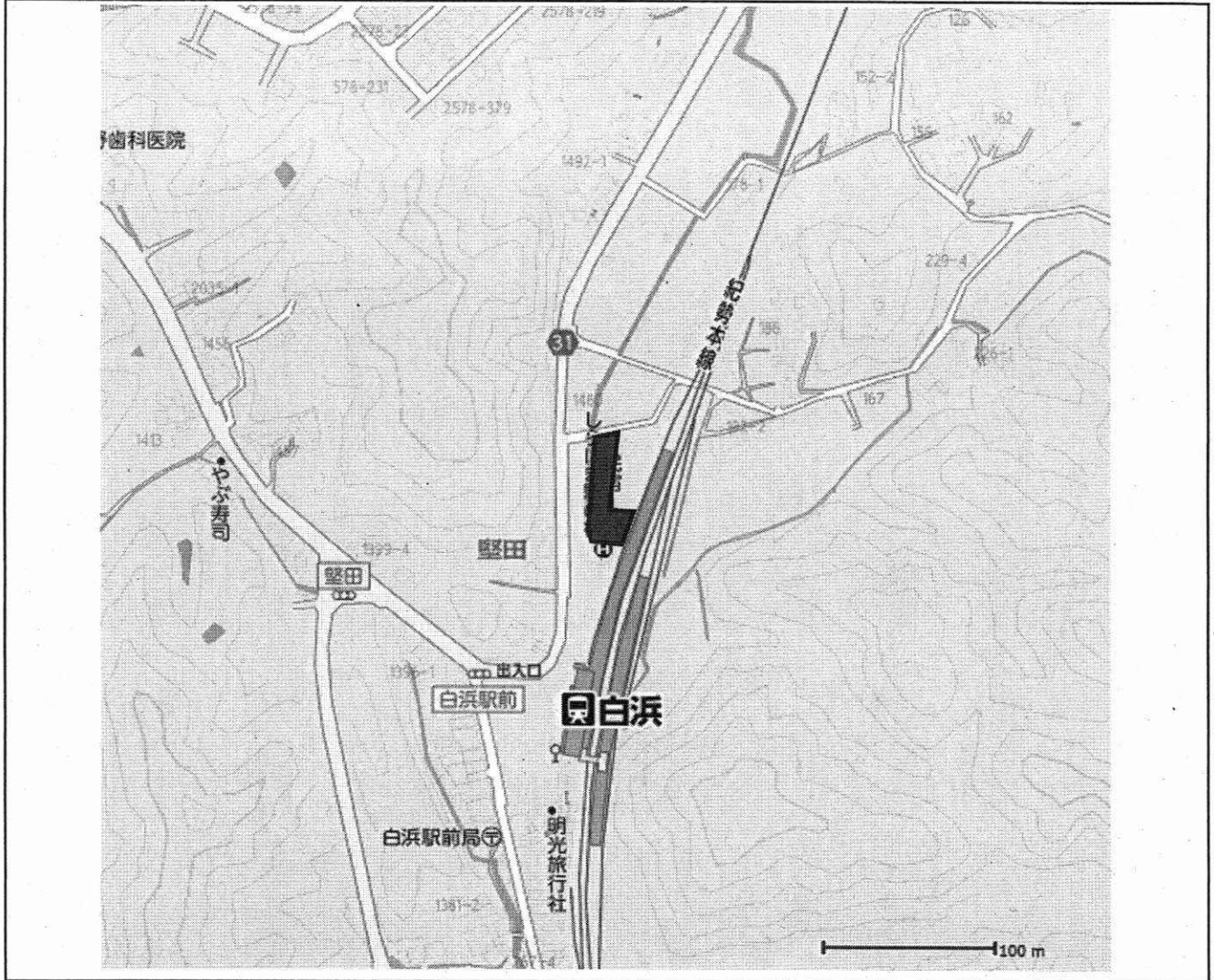


令和6年2月27日現在

No.	用地名
1	白浜駅前土地

所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
白浜町堅田字満願寺196-9外1筆	宅地	919.05

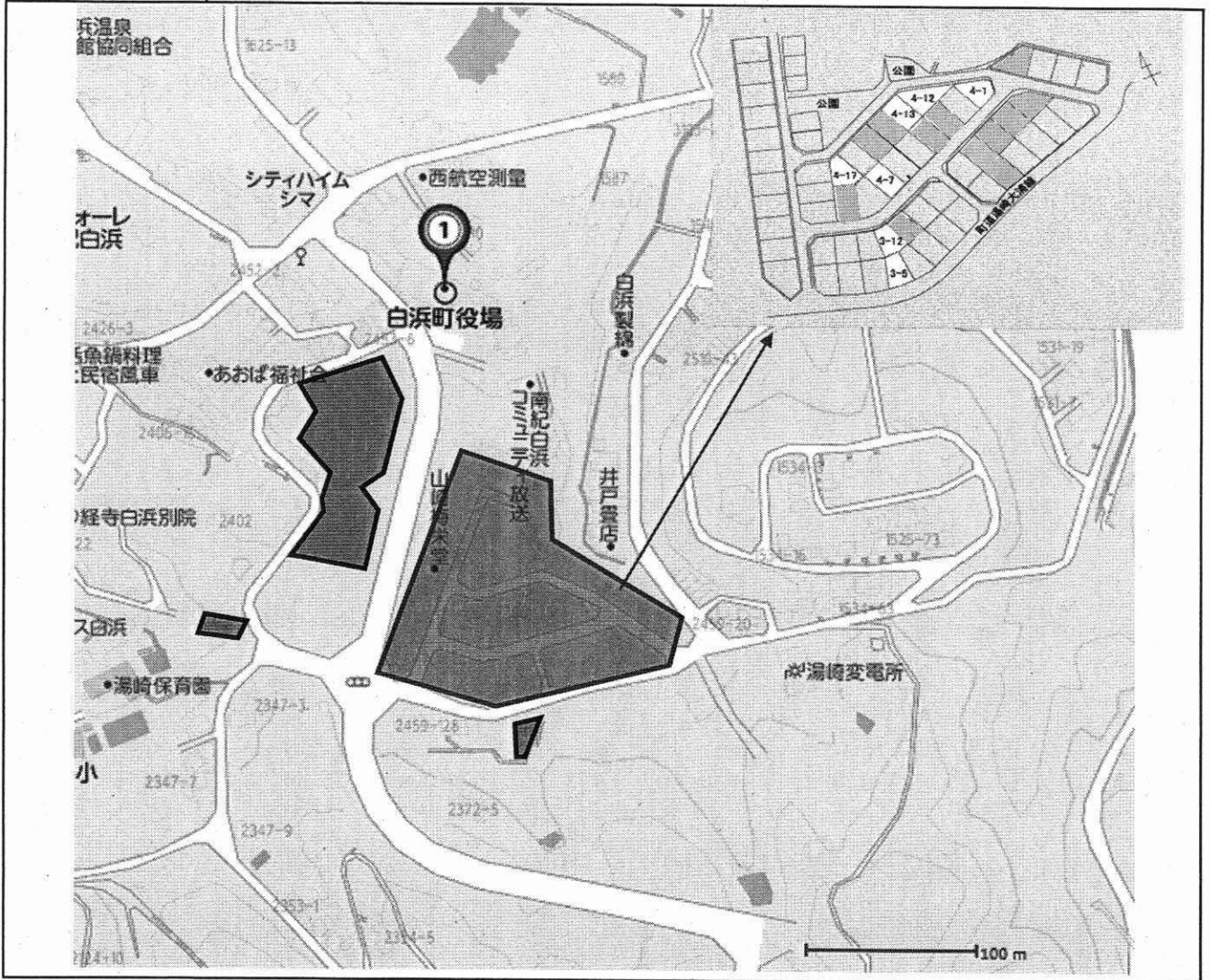
### 位置図



No.	用地名
2	峠砦土地

所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
白浜町字七ツ砦2459-31外17筆	宅地外	6,165.44

位置図





## 議案第28号

白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

白浜町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 総合整備計画書

和歌山県西牟婁郡白浜町川添辺地  
(辺地の人口348人・面積56.2km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

## (1) 辺地を構成する字の名称

城、小川、宇津木、大、玉伝、小房、市鹿野、里谷、上露、大瀬、北谷、竹垣内

## (2) 地域の中心の位置

白浜町市鹿野

## (3) 辺地度点数

132点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

## (林道將軍川線局部改良事業)

当辺地地域の林道將軍川線は全延長が21キロメートルあり、隣接する古座川町との連絡道としても重要な役割を果たしているが、本路線において舗装の老朽化により、安全な通行に支障をきたすおそれが生じている。このため、林産物の搬出や資材搬送の円滑化を図るとともに、地域住民の通行車両の安全を確保するため、劣化した舗装の局部改良を行い、林道施設の保全を図る。

## (林道城線改良事業)

当辺地地域の林道城線は全延長が1.8キロメートルあり、本路線において溪の増水や老朽化により、路側護岸が崩壊している箇所があり通行が困難な状態である。このため、植林の間伐等の維持管理や林産物の搬出や資材搬送の円滑化を図るとともに車両通行の安全を確保するため、その改良を行い、林道施設の保全を図る。

## (川添公衆便所整備事業)

当辺地地域に来訪者等が利用できる公衆便所がなく不便な状況となっているため、市鹿野地内の町有地に公衆便所を設置することにより、来訪者等の利便性の向上を図る。

## (簡易防火水槽設置事業(小川))

当辺地地域は消防署から遠方にあり、消防水利が乏しく、城川左岸に防火水槽1基のみで右岸集落には消防水利はない。また、付近に河川はあるが、距離、高低差及び水位状況により容易に取水できず火災初期活動に不安を抱えている地域であるため、簡易防火水槽を設置し、消防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実現を図る。

## (林道熊野川線改良事業)

当辺地地域の林道熊野川線は全延長が2.7キロメートルあり、路側護岸の老朽化に加え、度重なる河川増水の影響から林道としての機能を失っている箇所が多数見受けられることから、車両通行が困難な状態である。このため、山林の維持管理や林産物搬出の円滑化を図るとともに車両通行の安全を確保するため、その改良を行い、林道施設の保全を図る。

(ブロードバンド電力装置更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク(平成18・19年度整備のインフラネット基盤施設)と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網(平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設)について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

(消防用水利施設設置事業(玉伝))

当辺地地域は、消防署から遠方にあり、簡易水道配管を利用した消火栓2基及び防火水槽1基のみで消防水利が乏しい。また、自然水利として河川はあるが、距離、幅員の関係から容易に取水できない状況である。火災初期活動に不安を抱えている地域であるため、消防用水利施設を設置し、消防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実現を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和8年度までの6年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
林道将軍川線局所改良事業	白浜町	令和3年度 ～ 令和7年度	187,000	98,450	88,550	88,400
林道城線改良事業	白浜町	令和4年度 ～ 令和8年度	48,753	0	48,753	48,700
川添公衆便所整備事業	白浜町	令和5年度 ～ 令和6年度	27,000	0	27,000	26,900
簡易防火水槽設置事業(小川)	白浜町	令和5年度	1,550	0	1,550	1,500
林道熊野川線改良事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	20,128	0	20,128	20,100

ブロードバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	40,046	0	40,046	40,000
消防用水利施設設置事業(玉伝)	白浜町	令和6年度	3,000	0	3,000	3,000
計			327,477	98,450	229,027	228,600



白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （林道將軍川線局部改良事業） （略）</p> <p>（林道城線改良事業） （略）</p> <p>（川添公衆便所整備事業） （略）</p> <p>（簡易防火水槽設置事業（小川）） （略）</p> <p>（林道熊野川線改良事業） （略）</p> <p><u>（ブロードバンド電力装置更改事業）</u> 白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のインフラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である、当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。</p> <p><u>（消防用水利施設設置事業（玉伝））</u> 当辺地地域は消防水利が乏しく、簡易水道配管を利用した消火栓2基及び防火水槽1基のみで、自然水利として河川はあるものの、距離・幅員の関係から容易に取水できない状況である。消防署から同地区までは約2.1kmあり、火災初期活動に不安を抱えている地域であるため、消防用水利施設を設置し、消防体制の充実及び迅速な初期</p>	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （林道將軍川線局部改良事業） （略）</p> <p>（林道城線改良事業） （略）</p> <p>（川添公衆便所整備事業） （略）</p> <p>（簡易防火水槽設置事業（小川）） （略）</p> <p>（林道熊野川線改良事業） （略）</p>

消火活動の実現を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和8年度までの6年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業 の債の 予定額
				特定財源	一般財源	
林道將軍川線局部改良事業	白浜町	令和3年度～令和7年度	187,000	98,450	88,550	88,400
林道城線改良事業 (略)						
川添公衆便所整備事業	白浜町	令和5年度～令和6年度	27,000	0	27,000	26,900
簡易防火水槽設置事業(小川)～林道熊野川線改良事業 (略)						
ブロードバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度～令和8年度	40,046	0	40,046	40,000

3 公共的施設の整備計画

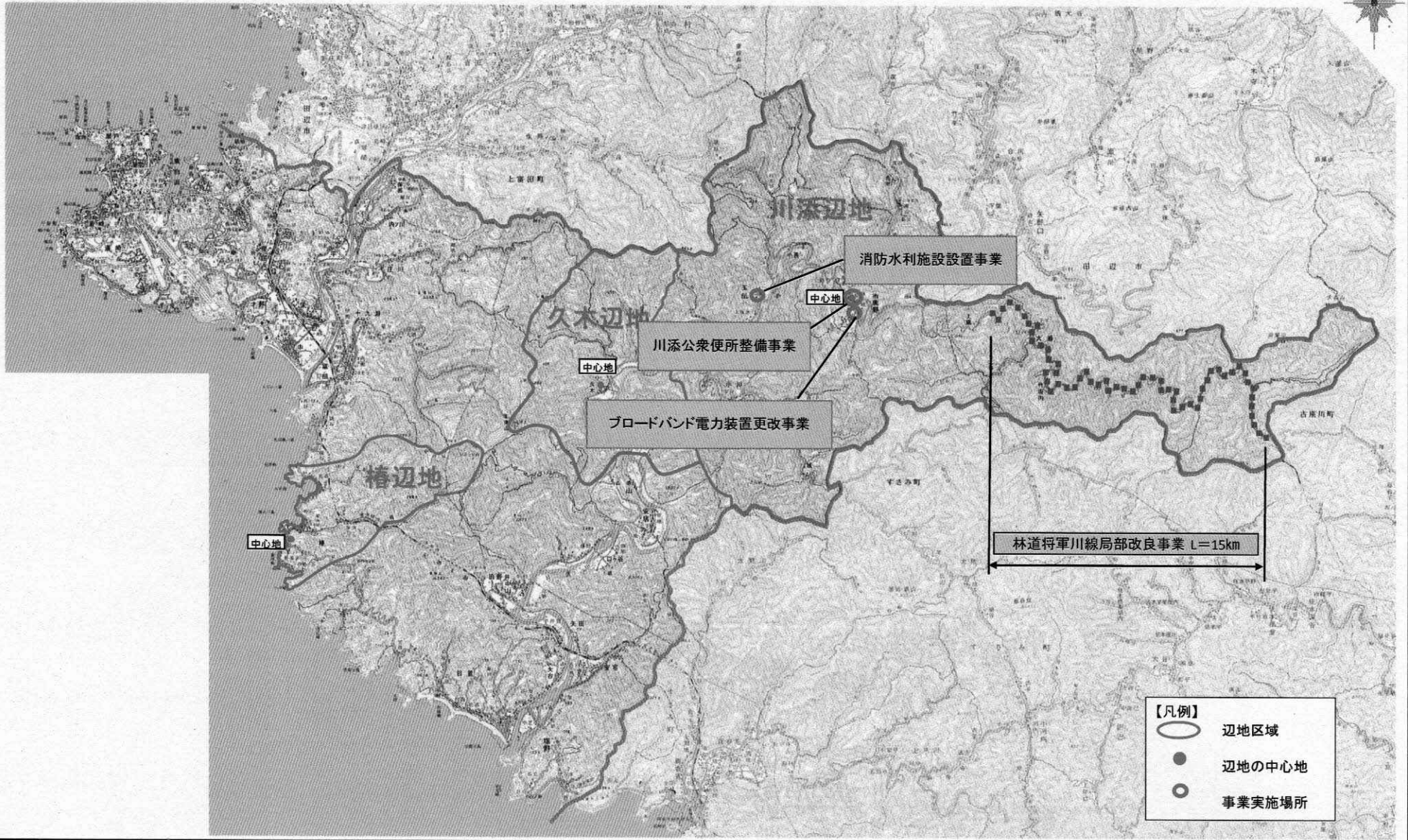
令和3年度から令和8年度までの6年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業 の債の 予定額
				特定財源	一般財源	
林道將軍川線局部改良事業	白浜町	令和3年度～令和6年度	114,188	62,803	51,385	51,300
林道城線改良事業 (略)						
川添公衆便所整備事業	白浜町	令和5年度～令和6年度	22,110	0	22,110	22,000
簡易防火水槽設置事業(小川)～林道熊野川線改良事業 (略)						

消防用水利施設設置事業(玉伝)	白浜町	令和6年度	3,000	0	3,000	3,000					
計			327,477	98,450	229,027	228,600	計	206,729	62,803	143,926	143,600

位置図



- 【凡例】
- 辺地区域
  - 辺地の中心地
  - 事業実施場所

## 議案第29号

白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

白浜町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 総合整備計画書

和歌山県西牟婁郡白浜町椿辺地  
(辺地の人口568人・面積8.2㎏)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称  
椿
- (2) 地域の中心の位置  
白浜町椿
- (3) 辺地度点数  
130点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

## (椿はなの湯設備更新事業)

当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、平成22年4月17日に供用開始した施設である。当施設は良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数多い観光客に利用されてきたが、当施設の温泉設備が老朽化しており、更新工事を施す必要が生じている。今までどおりの営業を続けていくためにも温泉設備の更新工事を行い、利用客のサービス向上を図る。

## (小型動力ポンプ積載車更新事業)

平成9年に更新した消防車両が更新時期を迎えることから、住民の生命及び財産を火災から守るため車両を更新し、消防設備の充実を図る。

## (消防団ホース乾燥塔更新事業)

平成4年に建築したホース乾燥塔が著しく老朽化していることから、ホース乾燥塔を更新し、消防設備の充実を図る。

## (ブロードバンド電力装置更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

## (椿はなの湯施設修繕事業)

当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数多い観光客に利用されてきたが、屋根、外壁塗装、温泉設備等が

著しく老朽化していることから、修繕工事を行い、施設の長寿命化を図る。

(簡易防火水槽設置事業)

当辺地地域(椿 新田地区)は消防水利が乏しく、新田踏切より西側集落に消火栓1基があるのみで、同踏切の東側地区には消防水利がない。また、直近の地下式消火栓は椿駅周辺に設置されているが、新田踏切の東側地区まで約1.5kmの距離があり、火災初期活動に不安を抱えている地域であるため、簡易防火水槽を設置し、消防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実現を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
椿はなの湯設備更新事業	白浜町	令和4年度	4,100	0	4,100	4,100
小型動力ポンプ積載車更新事業	白浜町	令和5年度	12,200	0	12,200	12,200
消防団ホース乾燥塔更新事業	白浜町	令和5年度	670	0	670	600
ブロードバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	42,166	0	42,166	42,100
椿はなの湯施設修繕事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和7年度	6,135	0	6,135	6,100
簡易防火水槽設置事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	2,200	0	2,200	2,200
計			67,471	0	67,471	67,300

## 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （椿はなの湯設備更新事業） （略）</p> <p>（小型動力ポンプ積載車更新事業） （略）</p> <p>（消防団ホース乾燥塔更新事業） （略）</p> <p><u>（ブロードバンド電力装置更改事業）</u> 白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。</p> <p><u>（椿はなの湯施設修繕事業）</u> 当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数多い観光客に利用されてきたが、屋根、外壁塗装、温泉設備等が著しく老朽化していることから、修繕工事を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p><u>（簡易防火水槽設置事業）</u> 当辺地地域（椿 新田地区）は消防水利が乏しく、新田踏切より西側集落に消火栓1基があるのみで、同踏切の東側地区には消防水利がない。また、直近の地下式消火栓は椿駅周辺に設置されているが、新田踏切の東側地区まで約1.5kmの距離があ</p>	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （椿はなの湯設備更新事業） （略）</p> <p>（小型動力ポンプ積載車更新事業） （略）</p> <p>（消防団ホース乾燥塔更新事業） （略）</p>



り、火災初期活動に不安を抱えている地域であるため、簡易防火水槽を設置し、消防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実現を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間  
(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業 の予定額
				特定財源	一般財源	
椿はなの湯設備更新事業～消防団ホース乾燥塔更新事業 (略)						
プロントバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度～令和8年度	42,166	0	42,166	42,100
椿はなの湯施設修繕事業	白浜町	令和6年度～令和7年度	6,135	0	6,135	6,100
簡易防火水槽設	白浜町	令和6年度～令和	2,200	0	2,200	2,200

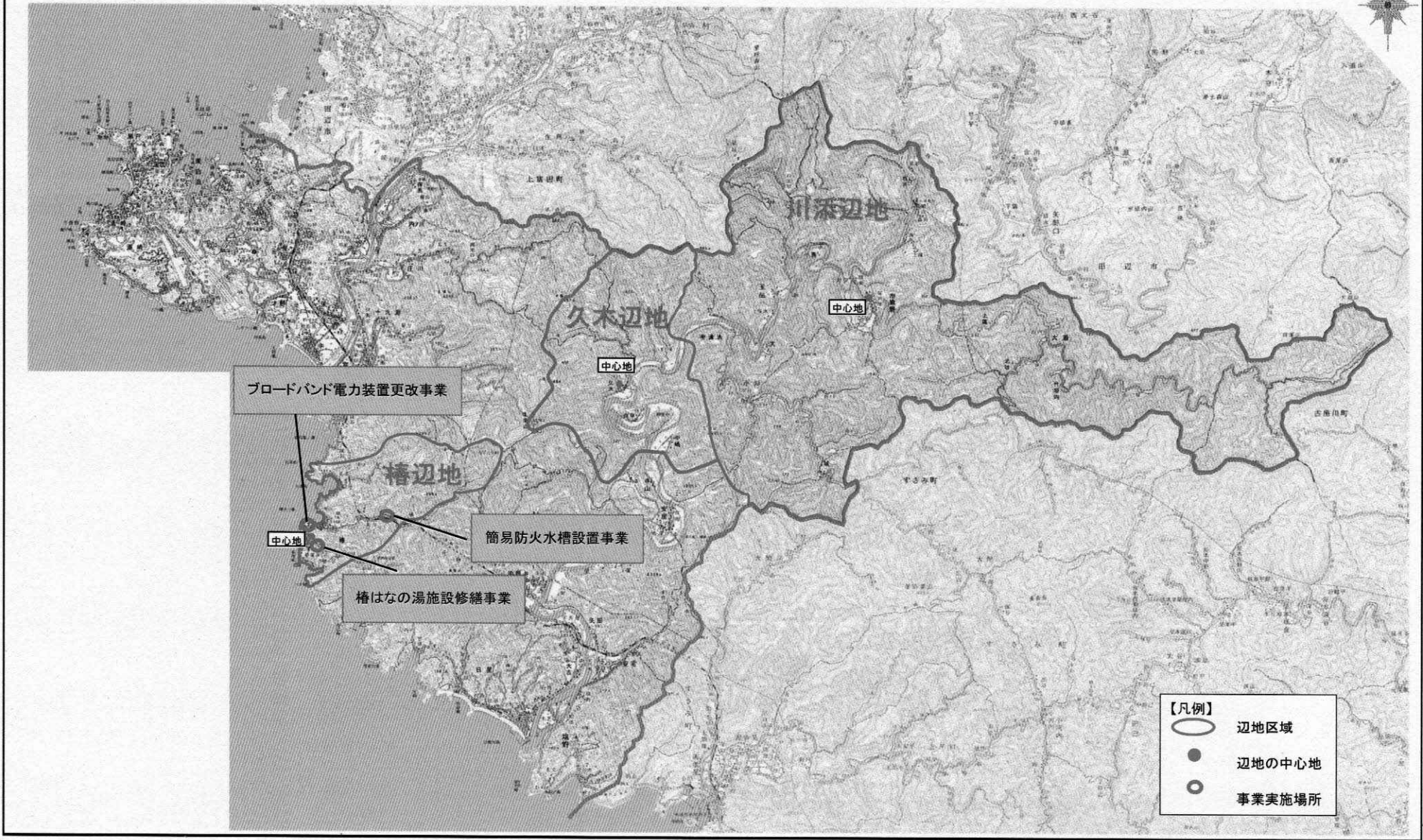
3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和5年度までの2年間  
(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業 の予定額
				特定財源	一般財源	
椿はなの湯設備更新事業～消防団ホース乾燥塔更新事業 (略)						

置 事 業	8 年 度								
		計	<u>67,471</u>	0	<u>67,471</u>	<u>67,300</u>	計	<u>16,970</u>	0

位置図



## 議案第30号

白浜町の辺地（久木辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

白浜町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 総合整備計画書

和歌山県西牟婁郡白浜町久木辺地  
(辺地の人口69人・面積12.8km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称  
向平、久木、中嶋
- (2) 地域の中心の位置  
白浜町久木
- (3) 辺地度点数  
143点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

(ブロードバンド電力装置更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

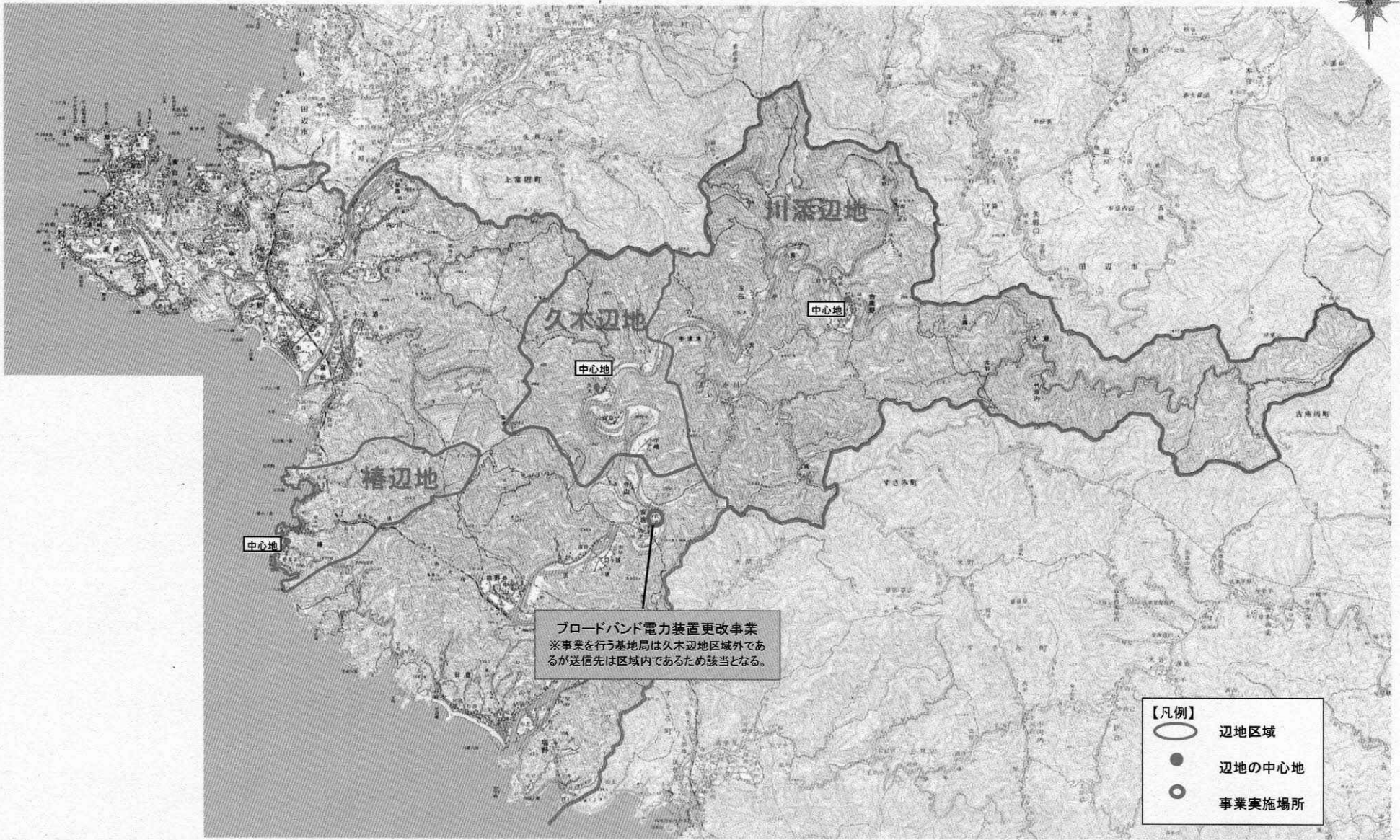
### 3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定 財源	一般 財源	
ブロードバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	8,763	0	8,763	8,700
計			8,763	0	8,763	8,700

位置図



ブロードバンド電力装置更改事業  
※事業を行う基地局は久木辺地区域外であるが送信先は区域内であるため該当となる。

- 【凡例】
- 辺地区域
  - 辺地の中心地
  - 事業実施場所

## 議案第31号

## 紀南地方老人福祉施設組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定に基づく紀南地方老人福祉施設組合同規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

白浜町長 井潤 誠

## 理 由

串本町に係る養護老人ホーム入所措置及びこれらに関する事務について、合併前の串本町の区域に限るものとしていたが、令和6年4月1日より合併後の串本町の区域とすることに伴い、規約を変更したいので、本案を提出する。

紀南地方老人福祉施設組合同規約の一部を改正する規約

紀南地方老人福祉施設組合同規約（昭和45年規約第1号）の一部を次のように改正する

。

第3条ただし書中「、串本町に係る事務においては合併前の串本町の区域に限るものとし」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。



## 紀南地方老人福祉施設組合規約の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合の共同処理する事務は、次のとおりとする。ただし、第1号については _____、田辺市に係る事務を除くものとする。</p> <p>(1) 養護老人ホーム入所措置及びこれらに関する事務</p> <p>(2) 養護老人ホーム椿園及び特別養護老人ホーム百々千園の維持管理に関する事務</p> <p>(3) 養護老人ホーム椿園の入所者の生活介護、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業に関する事務</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム百々千園の介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業及び居宅介護支援事業に関する事務</p> <p>(5) その他第2号から第4号の事務に関する必要事項</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合の共同処理する事務は、次のとおりとする。ただし、第1号については、<u>串本町に係る事務においては合併前の串本町の区域に限るものとし</u>、田辺市に係る事務を除くものとする。</p> <p>(1) 養護老人ホーム入所措置及びこれらに関する事務</p> <p>(2) 養護老人ホーム椿園及び特別養護老人ホーム百々千園の維持管理に関する事務</p> <p>(3) 養護老人ホーム椿園の入所者の生活介護、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業に関する事務</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム百々千園の介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業及び居宅介護支援事業に関する事務</p> <p>(5) その他第2号から第4号の事務に関する必要事項</p>